

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 6 日)
(第 7 号)

第 7 号
3 月 6 日

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 7 号

○令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）

議事日程（第 7 号）

令和 8 年 3 月 6 日（金）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 51 号から議案第 73 号まで並びに議提議案第 1 号
〔委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 51 号から議案第 73 号まで並びに議提議案第 1 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	45名		
1	番	市 野	修 平
2	番	曾 我	正 彦
3	番	荊 原	広 樹
4	番	伊 藤	雅 慶
5	番	世 古	明
6	番	市 川	岳 人
7	番	龍 神	啓 介
8	番	辻 内	裕 也

10	番	難波	聖子
11	番	芳野	正英
12	番	川口	円
13	番	喜田	健児
14	番	中瀬	信之
16	番	中瀬古	初美
17	番	廣	耕太郎
18	番	松浦	慶子
19	番	石垣	智矢
20	番	山崎	博
21	番	野村	保夫
22	番	倉本	崇弘
23	番	山内	道明
24	番	田中	智也
25	番	藤根	正典
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	田中	祐治
30	番	野口	正
32	番	石田	成生
33	番	村林	聡
34	番	小林	正人
35	番	東	豊
36	番	長田	隆尚
37	番	今井	智広
38	番	稲垣	昭義
39	番	日沖	正信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員 2名			
9	番	吉 田	紋 華
31	番	谷 川	孝 栄
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書記（事務局次長）	小 野	明 子
書記（議事課長）	吉 川	幸 伸
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書記（議事課係長）	辻	詩保里
書記（議事課主任）	伊 藤	光 彦

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也

政策企画部長	長 崎 禎 和
地域連携・交通部長	生 川 哲 也
防災対策部長	田 中 誠 徳
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枘 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	塩 野 進
県土整備部長	藤 井 和 久
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	上 村 告 之
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	天 野 圭 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	敦 澤 洋 司
代表監査委員	村 上 亘
監査委員事務局長	大 西 毅 尚

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

浅尾 光 弘
佐藤 史 紀

選挙管理委員会委員長

長尾 英 介

労働委員会事務局長

出井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問に対する回答書を受領しましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。7番 龍神啓介議員。

〔7番 龍神啓介議員登壇・拍手〕

○7番（龍神啓介） おはようございます。会派、自由民主党、津市選挙区選出の龍神でございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まずは、項目1番として、公立高校の魅力向上についてという大テーマで質問させていただきたいと思います。

(1)として、AI等の活用についてということ掲げさせていただいて

おりますが、私は、この一般質問の資料の作成も、もうAIがないと、なかなか仕事が回っていかないぐらい、やはり賢いですし、時間もすごく有効に使える欠かせないものになりつつあるなのというのが率直な印象でございます。

恐らく、我々の仕事のみならず、いろんな仕事がAIを使ってきつつあって、パラダイムシフトが起こりつつあるんじゃないのかなというのは感じておるところでございますし、この本会議や、また、委員会等の質疑等においても、AIに関する質問、質疑が出ているということも承知をいたしております。

世界に目を向けると、いろんなAIの教育をされている国が、シンガポールなんかもそうですし、国内でも東京都教育委員会が都立学校全てでAIを活用した学習を本格的に展開すると発表しているところがございます。

今後、AIの活用が恐らく進んでいく、三重県においても、少し言及もありましたけれども進んでいくと思っております。

ただ一方で、見過ごせないところは、やはりICTの活用もそうですけれども、AIもそうですし、使えない人と使える人の差が生まれてはいけないなと思っております。ある意味、ナショナルミニマムのところが公教育にはございますので、そこもやはり念頭に置いて制度設計を進めていかないといけないと感じているところがございます。

もう1点、教える側のスキルも非常に大切になってくると思っておりますので、日進月歩で進む技術、そして、使い方やいろんなアイデアを、個々人、個々の教員の方、また、学校単位、そして教育委員会単位でどう考えていくかということも非常に大切になってくると思っております。

もろもろ述べましたけれども、そこら辺の観点を基に、県立高校におけるAIの使用、また、それをどう進めていくかということについてお答えいただければなと思っております。よろしく願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、AI等の活用について答弁させていただきます。

県教育委員会では、急速に進展するデジタル社会に対応する力を育むため、ICT教育を重要な柱として推進しています。特に、生成AIの活用に当たっては、国のガイドラインに基づき、その教育上の効果を見極めつつ、情報倫理や個人情報の扱いに十分配慮しながら導入を進めています。

生成AIの利用については、まず令和5年度に、国の事業指定を受けた亀山高校において情報や英語の授業で試験的に導入し、活用方法や指導上の留意点を検証いたしました。

令和6年度からは、理数・情報教育を強化する国のDXハイスクール事業に指定された18校で生成AIを含むICTを活用した授業に取り組んでいます。また、国の英語教育事業に指定された6校でも、英会話や英作文の練習に生成AIを取り入れた学習を進めています。

現在では、全ての県立高校で生成AIサービスを利用できる環境が整っておりまして、例えば、総合的な探究の時間において、生徒が生成AIと対話しながらアイデアを深めて課題設定を行うなど、思考を補助するツールとしての活用が始まっています。

一方で、先ほどの議員御指摘のとおり、教員や学校によって活用状況に差が見られるという課題があります。このため、本年2月、外部の専門家を招きまして、全ての県立高校の教員を対象とした生成AI活用研修会を開催し、授業での具体的な活用方法や留意点についての理解促進を図ったところです。

国は、2040年の社会を見据えた高校教育改革を推進しておりまして、令和8年度から肝煎りで推進する高等学校教育改革促進事業でも、生成AI等の先端技術の活用を重視しています。この動きと連携しまして、まずは改革を先導するモデル校での実践を推進し、そこで得られた成功事例やノウハウを県立高校全体に広く普及させてまいります。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

いろいろと取り組まれているということなんですけれども、やはり、ここ1年を見ても非常に進歩しているなというところでございますし、ニュース

等を見ますと、昨今話題の世界規模のニュースなどにおいても、いろんな作戦遂行におけるところにAIが使われている等々、規模感も大きくなってきておりますので、その社会の動きに乗ってしっかりと制度をつくっていただければなど思っております。非常に重要な視点だと思っておりますので、ぜひ取組を進めていただければなど思っております。

それでは、(2)番の一人一社制度の見直しについてということでございます。

まずは、こちらのグラフを御覧いただければと思っております。(パネルを示す)新規学卒就職者の離職率をざっとまとめたものになりますけれども、高卒のほうはやや高いことを示しているデータになっております。こちら、ざっと言うと、新規高卒就職者が3年以内離職率のほうで38.4%で、新規大卒就職者は34.9%、約4ポイントぐらいの差があるということでございます。

経年のグラフにおいても、おおむね高卒就職者のほうが離職率が高いということが示されているんですけれども、いろいろ、社会経験とかもございまずので、一概に、本日取り上げている一人一社制度がということではないんですけれども、因果関係の一つにあるのではないのかなと考えるところでございます。

多くの都道府県で一人一社制度というのは採用されていると認識をしておりますが、中には一人一社制度を最初から2社にしたり、いろいろな工夫をされている県もございます。ちょっと勉強不足で正確なことを言えないんですが、三重県も途中ぐらいから一人一社制度というものを緩和しつつ進めていくような形の一人一社制度を採用されていると思うんですが、やはり、こういったデータを見ますと、データだけではなく、高校生の単純な、会社を探すと作業、自分たちの自己決定という点からも、この一人一社制度というのは徐々に緩和をしていくべきなのではないのかなと考えるところでございます。

ドラスティックに、一気にということにはなかなか行かないでしょうけれ

ども、長いスパンで見れば、こういった点を緩和するということは大切だと思うんですが、その点について、教育長の御所見を伺いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、一人一社制度について答弁させていただきます。

一人一社制は、高校生が学校の推薦により就職活動をする際、一定期間、応募できる企業を1社に限定する仕組みのことで、この制度は、生徒の学業への配慮、それから、均等な就職機会の確保の観点から、学校、企業、行政間の申合せに基づき運用しています。

本県においては、三重労働局が主催し、高校、経済団体、県教育委員会、県環境生活部、県雇用経済部等で構成される三重県高等学校就職問題検討会議にて毎年度ルールを協議しています。この会議の決定に基づき、採用選考開始日の9月16日から10月31日までを一人一社制の適用期間としまして、11月1日以降は2社への応募を可能としています。

この制度には大きなメリットがあります。

まず、生徒にとって、学業に専念しながら落ち着いて就職活動に臨める環境が確保される上、就職試験での過度な競争が抑制されますので、内定を得やすいというメリットです。多少、面接が苦手な生徒でも合格を得ることができますので、語弊を恐れずに言えば、生徒目線の温かい制度であると言えるかと思っています。実際に、例年就職を希望する生徒の約95%が12月末までに内定を得ています。

それから、企業にとってもメリットがありまして、内定辞退がほぼありませんので、採用の見通しを立てやすいということがございます。

それから、ミスマッチが起こっているかということ、そうでもありません。各高校では、入学時の進路ガイダンスに始まりまして、インターンシップや企業見学会、企業説明会などを効果的に活用し、教育活動全体を通じて計画的な進路指導を行っています。卒業年次には就職希望の生徒は、応募先を決定する前に複数の企業を見学し、職場の雰囲気や仕事内容を確認するほか、

就職支援を担当する職員が一人ひとりの興味・関心や希望職種を丁寧に聞き取って、それに最大限沿った企業へ応募できるよう、きめ細かく支援しています。その結果、基本的に生徒は自分の希望する企業の中から受験対象を選び、夢に挑戦することができている状況です。

このように、一人一社制のメリットと各校での丁寧な進路指導が一体となって、本県の高校生の就職は、これまで有効に機能しているものと認識しています。

あと、もう1点申し添えさせていただきますと、先ほど龍神議員がデータを示されました、大卒者離職率は約34%、高卒者離職率は約38%と、高校が悪いように見えるんですけども、実は、短期大学卒業者は約45%離職していて、高卒の離職者が多いということにはならないかと思っております。高卒就職者の在り方を検討する国のワーキングチームの報告書においても、この離職率の原因と一人一社制は、関係がないというふうに報じられています。

私どもとしては、三重県高等学校就職問題検討会議の場において、現行制度の在り方についてしっかり議論が深まるように関係機関に働きかけてまいりたいと考えています。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

今の一人一社制度が機能しているということをもろもろ御答弁いただきまして、データもそこまで因果関係はないというところを示していただきました。

いつもEBPMとか言いながら、データ、データって言っている身からすると、非常にここからのコメントが僕もしづらいところなんですけど、（3）の高校入試単願制についてもそうですけれども、やはりミスマッチというお声もいただいているのは事実でございまして、先ほど、ドラスティックに変えるのはなかなか厳しいということもあらかじめ申し上げさせていただきましたけれども、一人一社制度を、その全て根本から覆すということは申し上げておりませんので、今の段階で指導がしっかりしていてミスマッチは起

こっていないという認識であるならば、そのままでもいいですけども、そういったお声も中にはあるということ念頭に置いていただいて、3者、労働団体と経済団体といろいろとお話をされて決めていくということですので、しっかりと制度の枠内でうまくやれるように対応していただければなどと思っています。

個人的には、一人二社制を途中からさせていただいていることは非常にいいと思うんですけども、最初から広げてもいいんじゃないかなんかというのと思うところがございますので、枠内でできるだけ対応いただければなど思っております。

それでは、(3)番の高校入試単願制についてのお話に移りたいと思います。

こちらもおおむね先ほどの(2)と話の方向性は一緒でございます、最初に、(パネルを示す)これ、ごめんなさい、本日、最新の倍率が出ましたので、そちらは反映できておりません。昨年の倍率でございます。高いところがあるということを端的に示したものです。

倍率が高いところがございまして、私も中学生とかを塾で一時期教えていたこともありまして、前年の倍率が高いところに尻込みしてしまう人であったりとか、あとは学力が比較的高いと言われる高校を受けるときに、果たして自分は、内申点等々も含めて、行けるのかどうかということで、もう一個下を受けようか、そのまま挑戦しようかと悩んでいる方を見たことが多くあります。

その上で、朝日学生新聞社が中高生を対象にしたアンケートで単願制の問題を取り上げておりまして、併願制のほうがいいと回答している方も多くいるところでございます。また、その中で合格が難しい第一志望の高校より合格確率が高いB校があると仮定した場合、単願制なら安全校Bに出願すると答えた人のうち、約85%に当たる人が併願制になれば第一志望のほうに挑戦すると回答したというアンケート結果も中にはあります。

このことからして、もし併願制等々を採用できるようになれば、児童生徒

たちの選択肢の幅が広がることになるのではないかと考えております。特に、いわゆる高校無償化云々の話がありますので、公立高校の選択肢の幅を広げるといふ点は非常に大切かと思うんですが、この点についても教育長の御所見を伺いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、高校入試の単願制について御答弁させていただきます。

まず、先ほどの一人一社制の話も含めまして、我々も今までのままやっていると今思っているわけではなくて、やっぱり変えるべきは変えていかなければならないと思います。今の制度の理屈はこうやって説明しますけれども、変えなければならぬところは変えようという気持ちはありますので、そのような感じでお聞きいただければと思います。

まず、本県の高校入試は、1回の受験で1校に出願する単願制です。この方式は、43都道府県で採用されておりまして、1回の受験で複数校に出願できる併願制を導入しているのは、4府県と少数です。

また、本県では、学力検査だけでははかれない生徒の個性や優れた点を多角的に評価するため、評価方法の異なる二つの選抜を実施しています。具体的には、面接や作文、実技などを検査として行う前期選抜と、5教科の学力検査を行う後期選抜であります。この2回にわたる選抜を行っているのは、全日制高校が52校あるうち、46校と、ほぼそれをやっているということになっています。これは、併願制とは形は異なりますけれども、受験機会を複数確保できるという点で同様の役割を果たしていると考えています。

併願制の導入については、令和7年4月に文部科学省において議論がなされたことと承知しています。その議論では、併願制の利点として、生徒が希望する進路を実現しやすくなることや、第一志望が不合格でも第二志望で合格できる可能性があるという安心感が得られることが挙げられました。

一方で、課題も指摘されています。それは、生徒の個性や能力の評価が難しくなるという点、それから、各校の特色や魅力が損なわれる点、さらには、

普通科への入学希望が増え、地域人材を育てる専門高校に影響が出るのではないかというような点です。

今後、文部科学省では、併願制の利点と課題を整理し、検討する方針を示していますけれども、現時点では具体的な進展はないものと認識しております。県教育委員会では、引き続き国の動向を注視するとともに、他府県で導入されている併願制の調査・研究を進めていくこととしています。

高校入試制度の変更は、進学を控える中学生の将来に極めて大きな影響を及ぼしますので、時間をかけた慎重な検討が必要です。県教育委員会では、これまでも中学校や高校の学校関係者、保護者の皆様、有識者等から幅広く意見を伺いまして、その都度、入試制度の改革に取り組んできた経緯があります。

今後も引き続き、関係の皆様から丁寧に意見を聴取しまして、併願制導入の是非にとどまらず、多様な背景を有する生徒の特性や中学校までの学びの成果を多面的に評価する高校入試となるよう、課題意識を持って制度の改善に取り組んでまいりたいと考えています。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁、ありがとうございます。

4府県の今、やっているところというのは、御承知のとおり大規模な都市とか人口の多いところで、高校が多いところですので、おっしゃりたいことも分かりますし、前期、後期で特色ある選抜をされているということも承知をいたしております。

なかなか併願にしても、じゃ、第一希望、第二希望、第三希望をどう振り分けるのかって、いろんな難しいところもあって、先ほどおっしゃられた議論に上がっているというのも、デジタル併願制の話で、まだ国でも全然議論が煮詰まっていないということも承知はしているんですが、やはりこれは本当に私も思いますし、お声もいただくところですので、先ほどの一人一社制度と同じような私からのお話になりますけれども、お答えいただいたように、その制度の枠内で十分対応していただくのとともに、こちらは、国の制度も

見ながら、しっかりと対応いただきたいと思っております。

最後に（４）番、文理選択等進路指導の充実についてということでございます。こちらも（２）、（３）と同様で、児童生徒がしっかりと自分の選択ができるかどうかということのお話になってくると思います。

文理融合の話もこの本会議でされていましてけれども、文理選択というのが、どうしても今の制度では来ます。１年生の秋頃から２年生にかけてというのがデフォルトだと思うんですけども、なかなか高校生が、私もそうでしたし、１年生で決めるというのは難しく、実は私も高校３年生のときに文転をしています。そのときに学校とちょっともめてしまって学校へ行かなくなっちゃったこともあって、いろいろと苦労した経験もあるんですが、今はそういうことはないとは聞いているんですけども、どちらにせよ、早く文理選択をしたことによって選択肢が狭まるようなことは絶対にあってはならないというのが私の考えでございまして、どうしても決めざるを得ないのであれば、しっかりとしたフォローをしていくことが重要かと思っております。しっかりとやっつけているものだと思うんですけども、文理融合の話も含めて、そこら辺のフォロー体制であったりとか、その決める前の進路指導いろんな取組であったりとかがあれば教えていただければと思っております。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、文理選択について答弁させていただきます。

大学進学を希望する生徒が多い普通科高校では、一般的に高校１年生の秋から冬にかけて文系・理系のコース選択の希望を調査し、２年生からコース別の授業を開始いたします。これは、大学入試では文系と理系で求められる科目が大きく異なり、早い時期から重点的に学習を進める必要があるためです。

文理選択は、生徒が自身の進路を考える上で重要な分岐点の一つです。そのため各校では、例えば、数学が苦手だから文系といった理由で安易に決めるのではなく、生徒が長期的な視点で自分の生き方を考えられるよう、きめ

細かな支援や相談を行っています。

具体的には、ロングホームルームの時間などを活用し、自分の就きたい職業や興味のある分野についての調べ学習、大学や社会で活躍する卒業生を囲んでの座談会などを通じて職業や学問への理解を深めるキャリア教育を計画的に行っています。

一方で、今、議員もおっしゃられましたように、学習を進める中で興味・関心が変わることもあり、理系から文系へのコース変更、いわゆる文転を希望する生徒が各校で毎年度数名見られます。年間を通した履修状況を踏まえて単位を認定する必要がありますので、年度の途中でコースを変更することは難しいですが、3年次に進級するタイミングでコース変更に対応しています。

なお、変更の際には、生徒本人の意思を尊重し、保護者とも十分に相談した上で、進路の実現に必要な科目を履修できるよう支援するなど、個々の状況に応じた適切な進路指導を行っているところです。

今後も、生徒一人ひとりが夢の実現に向けて自分の意思に基づいた進路を選ぶことができるよう、きめ細かな進路指導と相談体制の充実を図ってまいります。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

年度途中での変更というのはなかなか厳しいということで、私もそのパターンだったのですけれども、3年生のときに、もう文転できなくてというタイプで苦しい思いをしたんですが、その中でもできることというのはあると思います。2年生の途中からでも、そういった意向というのは恐らく示されると思いますので、いろんな意味でフォローはできると思っております。なので、カリキュラムにとらわれることなく、しっかりと、文理融合はこれから進んでいくと思いますけれども、まだ時間がかかるとしますので、しっかり対応いただいて、子どもたちの選択がより広くなるように御努力を願いたいと思います。

本会議で福永教育長が潜在能力を高めるというお話をされて、私も全く一緒の答えで、押しつけるのではなくて、子どもたち、児童生徒が、いろんな経験をして、いろんな思いを持って、いろんな選択肢を取れることが真に自由な社会につながると思っておりますので、ぜひ取り組んでいただければなと思っております。

以上で大項目1番の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、2番ですけれども、就職・キャリア形成の場として県庁が選ばれるためにということでございます。

最初に、ざっくりとこちらを見ていただければなと思えます。（パネルを示す）県庁職員の普通退職者数の推移ですけれども、上昇傾向にあるということと、若手職員の方の離職が少し増えているということを示したグラフになります。これは、いろんな機会指摘されていることでございますので承知かと思っております。

先日、杉本議員が代表質問でも触れられましたけれども、県庁の職員の方々の誠実さであったり優秀さというか能力の高さというものには日々感嘆しておりますし、すごいと思わせていただいているところなんですけれども、そんな県庁の方々がより働きやすい、魅力のある職場にさらになってもらって、さらに人が集まって、この県をさらによくしていくというのが願いですので、ぜひ、いろんな方策は取られていると思えますけれども、キャリア形成、キャリアパスの不安を取り除くことであったり、若いうちから責任ある仕事をなるべく与えてあげたりとかしていただければなと思っております。

全体的に県庁が選ばれる組織になるために、そして、離職率を防ぐためにどのようなことをされているのかをお伺いしたいと思います。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 県庁職員の人材育成、人材確保等について御質問をいただきました。

今、県庁職員をめぐる環境といたしましては、一つには、龍神議員のほう

から御指摘をいただきました、若手の離職者が多い傾向にあるというような部分が一つと、それから、採用試験をなかなか受けてもらえないという状況がございます。

県職員の受験申込者数が令和6年度の6月のA試験では500名程度となり、ピーク時から比べると約70%減少したというようなことで、非常に危機的な状況であると考えておりました、令和7年度の採用試験から、採用試験の方法を大幅に見直しいたしまして、就職活動の早期化に対応するA試験の早期枠のさらなる拡充でありますとか、社会人経験等を有した方々の中途採用の促進であるとか、あるいは、一度辞められた方にもう一度戻っていただくようなカムバック採用、こういった部分を打ち出したところでございまして、令和7年度のA試験は1165名となりまして、約2.1倍に、少し戻ったというような状況がございます。

こういう部分で、しっかり採用試験を受けていただく方を増やすとともに、若手職員の離職をやっぴり防いでいかないといけないなというふうに思っております、人財マネジメント戦略を策定したときに若手職員に対してアンケート調査を行いました。その中では、勤務を続ける上で不安に感じている内容について、退職までのキャリアビジョンが描けないという意見が最も多い状況でございました。職員の意欲を後押しする人事配置でありますとか、ロールモデルとの交流等を進めているというようなところでございます。

また、職員一人ひとりに、これまで以上に高い意欲ややりがいを持って業務に取り組んでいただけるように、本年度、若手職員からなる「明日の県庁」創造チームというのを立ち上げました。こちらのほうでも人材育成とか職場環境整備、こういう部分について議論をしていただいております、今後、職員が自身のキャリアを主体的に描けるための支援でありますとか、早い段階で様々な業務経験を積める仕組みの構築、また、執務環境の改善、誰もが利用しやすいようなフリースペース、こんなものもあったほうがいいんじゃないかというような話も出ておりますので、そういった改善に取り組んでいきながら、引き続き、就職・キャリア形成の場として選ばれるような県庁づ

くりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

様々な取組をさせていただいているのは、ある程度は理解はしているつもりなんですけれども、なかなか数字というものがついてきませんもので、今後もしろんな分野で人材不足という話について回ってきますので、ぜひその中でも選ばれるように、しっかり取組を進めていただければなと思います。

ちょっと時間がないのでスライドだけ見せますけれども（パネルを示す）、これは県庁管理職における女性の割合の推移ということで、令和7年度は、一応オレンジのポツの目標を上回ったということをお聞きしました。国の目標は30%で県の目標も今後上げていくということなんですけれども、ぜひ多様な人材という、先ほど、辞められた方はカムバック制度でという話もありましたが、なかなかうまくいかないんですけれども、リボルビングドア、いわゆる回転ドアの制度も、ずっと国でも言われていますし、公務員のどの県も市も言われています。なかなかうまくいかないところはあるんですが、引き続き研究して、何らかのそのエッセンスを取り入れていただければなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番のデマや誤情報対策についてというところ、ちょっと抽象的な質問になりますが、お答えいただければなと思います。

デマというのは、何も最近のお話ではございませんでして、世界史を学ばれた方だと古代ギリシャのアテネの扇動政治家のことをデマゴグという、そのデマだったと思うんですが、クレアムとか、ペリクレスの後のクレオンとかが有名ですけども、太古の昔からある話でございます。古典的名著と言われるものの中にもギュスターヴ・ル・ボンの『群集心理』であったりとか、オルテガの『大衆の反逆』であったり、フロムの『自由からの逃走』であったり、ハンナ・アーレントの『全体主義の起源』であったりとか、いろんな名著で指摘をされているところでございます。

何も一朝一夕に、ここ最近、ぱって出てきたものではないんですが、やは

り技術の進歩とともにSNSがもう生活になくってはならないものになってきたことが、それをさらに媒介して、拡散する力を拡大して、今、このように問題になっていると認識しています。アルゴリズムもありますし、俗に言うフィルターバブルであったりエコーチェンバーだったり、横文字が続きますけれども、いろんな効果があつて、どうしてもその歯止めが効かなくなってくるところでございまして、これは国の総務省のICTリテラシー実態調査ですけれども（パネルを示す）、重要と認識している人は多いんですが、何をやっていいのかが分からない方が非常に多いということでございます。

同じICTリテラシー実態調査ですけれども、（パネルを示す）偽・誤情報に接した人のうち、拡散した人の割合が、やっぱり若年層は多いということが見えていまして、全体でも25%ぐらいいるというデータもあります。そういった方たちに、じゃ、何が正しいと判断するのかというのを聞いた設問もありまして、公的機関が発信元・情報源が約40%が高かったということをちょっとまとめた資料です。

そこでお聞きしたいのが、総務省は、いろいろな、資源とか人的資源とかもありますので、DIGITAL POSITIVE ACTIONという取組を進められて情報リテラシーの涵養に努められておりますけれども、三重県としても、やはり災害のときであったり、特に選挙のときであったりとか、いろんな情報が流れてきて、中には間違った情報もあるかと思いますが、そういったものに対応する方策というか、何かお考えがありましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 県政に関するデマや誤情報に対するの対策ということでお尋ねをいただきました。

これは非常に難しい問題だというふうに思っておりますが、インターネットやSNSにおける県政に関するデマといいますか偽情報、誤情報、これ、偽・誤情報というそうなんですけれども、この偽・誤情報というのは、県民の皆さんの生活に不安を与えるだけではなく、行政への信頼性の低下であり

ますとか、円滑な行政運営に影響を及ぼす可能性があるものというふうに認識しております。

本県において、事実と異なるような県政情報が確認された場合においては、速やかに事実関係を整理の上、まずは公式ウェブサイトや公式SNS等で注意喚起や訂正を行うということにしております。

今後の課題といたしまして、県民の皆さんがネット上で疑わしい情報に接した際に、情報をうのみにせず、冷静に真偽を確認するとともに、必要に応じて県に通報していただくなり問合せをいただくなり、このような行動が取れるよう、県の広報紙など様々な媒体を通じて、県民の皆様への啓発とか周知に取り組んでいくことが重要であると考えております。

あわせて、国や一部の自治体のほうで偽・誤情報の早期把握に資するようなデジタルツールの活用の検討が進められているという情報にも触れておりますので、こうした動きを注視しながら、本県の実情に即した実効性のある手法を検討していきたいというふうに考えております。

引き続き、県民の皆さんが安心して正確な情報を受け取ることができるよう、広聴広報の充実に努めてまいりたいと考えております。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

答えというものがまだない分野ですので、なかなかこれをやりますというのは難しいとは思いますが、しっかりといろんなところの先進事例とかを研究してやっていただきたいのと、あと1点、県の広報のツールを見直すんじゃなくて、今、何があって、もしそういう誤情報とかが拡散されたときにそれがどのように使えるかというのは一旦まとめておいて、いざというときに使えるようにはしておいていただきたいなと思っておりますので、その点だけ御提案申し上げて、次の質問に参ります。

学校教育、デジタルリテラシーといった点から、この点をどうお考えになっているかということをお聞きしたいんですけども、いわゆる情報モラルとかITリテラシー教育というのは、今までも、いろいろ御指摘されてい

と思いますが、今、そんなことをされているのかということだけお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、デジタルリテラシー教育について答弁させていただきます。

新聞やインターネットなど、様々な情報があふれる現代において、情報の正しさを見極め、適切に活用する力、いわゆる情報リテラシーを育むことは極めて重要であると考えています。

まず、全ての県立高校において、入学後の早い時期に、生徒全員が情報社会の入り口に立つための指導を行っています。具体的には、情報モラルや個人情報保護の保護、著作権などの社会の一員として守るべきルールやマナーについて体系的に学んでいます。

また、幾つかの教科の学習を通して情報リテラシーを育んでいます。例えば、情報Ⅰの授業では、情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、さらには、SNSでの発信における責任や、ネット依存の危険性といった現代的な課題にどう向き合うべきかについて学んでいます。

あと、公民科の科目、公共の授業では、1人の主権者として、メディアを通して得られる情報の真偽を見極め、多角的に吟味し、自らの考えを形成する力を養っています。

それから、家庭科では、成年年齢の引下げを踏まえまして、消費者として商品やサービスの情報を比較検討し、契約などに責任を持って臨む重要性を学んでいます。

教科での学習に加えまして、警察署や金融機関、NPO法人などと連携した取組も進めています。外部の専門家を講師として招き、闇バイトなどのインターネットに潜む具体的な危険から身を守るための講演会を実施している学校もあります。

今後とも、高校生が情報技術を正しく効果的に使いこなし、変化の激しい情報社会に主体的に参画することができるよう、今、申し上げたように授業

とか特別な活動とかそういうものをしっかり活用しまして、情報リテラシーを育成する教育の充実にしっかりと取り組んでまいります。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

まさにおっしゃられるとおりでと思っております、情報モラルというか情報リテラシーをがっとう教えるというよりかは、いろんな教科において、そのエッセンスがあるところをしっかりと情報モラル教育という視点の下に取り込んでいくというのが、恐らく今のカリキュラムがなかなかきちきちの中では一番正解かと思っております。プラス、SNSというのが児童生徒たちにとって、多分日常における一番危険というか生活に関わってくるところだと思います。その点は授業等々で取り入れるというのはなかなか難しいと思うので、生活指導の中で逐次御指摘と注意を促していただければなと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、4番の自転車の安全な利用についてという点に移りたいと思います。

警察庁の公表データによると、自転車の交通違反の検挙件数がやはり上がってきておりました、10年前と比べると、およそ5倍ということでございます。こうした状況も踏まえて、令和6年5月に改正道路交通法が成立して、令和8年4月1日から自転車に対して、いわゆる青切符の制度が始まるとお聞きしております。

違反処理には、僕もちょっと勘違いしていたところがありまして、青切符制度が始まるとどうなるんだろうというのが若干分かっていなかったところも聞き取りのときにありまして、やはり基本的なルールの周知というのは非常に大切になってくるかなと思っております。

また、日々通学通勤で自転車をよく使われる方には、なおさら重要なかなと思っておりますけれども、施行がいよいよ来月に迫る中、今からでも時間はありますので、周知というものは、今までどうされてきたか、今後どのようにしていくのかというところを、まずお聞かせいただきたいと思っております。

[敦澤洋司警察本部長登壇]

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、自転車の安全利用に係る基本ルールの周知についてお答えをいたします。

自転車利用者に対する交通ルールの周知については、令和4年の11月に国の交通対策本部で決定された自転車安全利用五則というものがございまして、すなわち、一つが自転車は車道が原則、歩道は例外、それから、交差点では信号・一時停止を守る、夜間はライトを点灯、飲酒運転は禁止、ヘルメットの着用といった基本的なルールについて、現在、幅広く広報啓発活動に取り組んでいます。

特に、県内の自転車人身事故で子どもが当事者となるケースが約4割となっており、教育委員会と連携して、学校での講話やスタントマンによる自転車安全教室の開催、それから高校生をセーフティ・バイシクルリーダーに委嘱して意識の醸成を促す取組を進めており、4月に実施する春の全国交通安全運動でも、自転車の交通ルールの理解・遵守を運動の重点にしております。

また、議員のほうからありましたように、本年4月からは16歳以上を対象とし、自転車に対する交通反則通告制度が導入されます。これを踏まえて、昨年9月に警察庁より、これを見据えた自転車ルールブックというものが公表されておりまして、県警ホームページに掲載するとともに、関係機関・団体や学校にも配布するなど、最大限活用してその周知を図っているほか、令和8年度予算で御容認いただければ、体験が困難な交通事故を疑似体験できるVR機器を活用し、交通安全教育の充実を図るとともに、今年度で作成した自転車の事故防止啓発活動を継続してSNS等による広告配信を行い、さらなる意識の向上を図ってまいります。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する県民の身近な交通手段であるため、自転車利用者のみならず、運転免許の更新時講習などの機会も活用して、全ての道路利用者に対してルールの周知をしてまいります。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

周知していただいているということで、引き続きやっていただければなと思うんですが、私もお恥ずかしながら、その冊子を初めて手に取って、ネットとかでちらっと見たことはあったんですけど、冊子にすると結構これぐらいあって、なかなかさっと見ることはできないので、簡易版であったりとかいろんな手段でルールの周知をしていただきたいと思います。

（2）番に移るんですが、ちょっとスライドにまとめてきたのは、（パネルを示す）警視庁にあった、自転車交通ルールが載っている、特に歩道と車道のやつなんですが、いっぱい載っているところから数点ピックアップしてきたものなんです。当然知っているものもありますし、あれっというのも結構あって、これはもう抜粋しただけなので、皆さん、警視庁のホームページなどを御覧いただければなと思うんですが、結構あやしいところもありますし、しっかり学んでいかないといけないなと個人的にも思いましたし、やはり周知は大切なんだなと思っていますところでございます。

県民の方からのお声として、やはりこの法制度の改正を御存じの方がいらっしゃいまして、制度が変わるけど、今後は厳しくなるんですかみたいなお話も少し、数件ありまして、そうですねという話をしていたんですけども、青切符の制度ですので、そこら辺は、簡易に赤切符の制度じゃないので、どういう関連性があって、今後の取締りはどのようにされていくのかという方向性だけでもいいのでお示しをいただければと思っています。お願いします。

〔敦澤洋司警察本部長登壇〕

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、今後の青切符導入以降の取締りの考え方について答弁をいたします。

現在の取締りの基本的な考え方でありまして、県警察では、自転車の交通違反を認知した際、飲酒運転などの悪質・危険な違反に対しては、いわゆる赤切符により違反告知を行っていますが、それ以外のものについては、

原則として現場で指導警告を行っています。

青切符の導入後も基本的な考え方は変わりません。例えば、自転車の車道通行の原則について説明をいたしますと、その例外が、もともと道路交通法で定められておりまして、道路標識・道路標示で歩道を通行することができるかとされているとき、13歳未満の方、もしくは70歳以上の方、または一定の身体障がい有する方が運転するとき、車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときは歩道を通行することができるというふうになっております。

そして、同法で定める歩道通行には当たらない違反に対する取締りでありますけれども、例えば、スピードを出して歩行者を驚かせて立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わず歩道通行を継続した場合には、悪質・危険な違反として取締りを受ける、すなわち青切符で告知しますが、単に歩道を通行しているといったものについては、青切符の導入後も基本的に取締りの対象となることはありません。

県警察では引き続き、良好な自転車交通秩序の実現に向けた諸対策を推進するとともに、自転車の違反行為に対する青切符の導入後も悪質・危険なものが対象となることについて、県民に誤解が生じないよう丁寧に周知してまいります。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。おおむね理解いたしました。周知に努めていただければなと思っております。

あと1点、最後に申し上げますれば、自転車の交通ルールが改正された後でも、もともとある道路ですので、歩道、車道が非常に分かりやすいところもあれば、もう車道一本で、車道を通るような道もありますし、見ても、これ、どっちを通ったらいいのかなというところもあるので、やはりそこは県土整備部もそうですけれども、連携して、分かりやすい道の、インフラ整備というのはちょっと大げさですけれども、徐々にでもいいので整備に

努めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問、スポーツ環境についてということで、まず、パラアスリート強化のビジョンについてお願ひしたいと思ひます。

施策のほうでも発表がありましたけれども、スポーツ推進局のほうに移管していただいたということは、非常にいいのかなと思っております。

ただ、いろいろ質問の中にもありましたけど、本年、アジアパラ競技大会が開催される中で、やはりこの大会が終わっても継続的にパラアスリートを強化していくということが非常に重要になってくると思っております。今回、大会がありますけれども、一部移管されたということで、今後、具体的に、どのように強化、そして選手の発掘等々を行っていくのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、今後のパラアスリートの強化支援について御答弁申し上げます。

県では、令和4年度から国際大会や全国大会での活躍が期待される本県ゆかりのパラアスリートを強化指定し、強化活動を支援しています。

令和6年に開催されたパリパラリンピック競技大会や令和7年の東京デフリンピック競技大会では、本県の強化指定選手が活躍され、多くの県民に感動と活力を与えました。

今年は、隣の愛知県でアジアパラ競技大会が開催されるため、本県においても、世界の舞台での活躍を目指すパラアスリートが増えていくのではないかと考えています。

パラアスリートの競技力向上に当たっては、指導者や練習パートナー、練習環境の不足など、様々な課題があります。

このような中、令和8年度から障がい者スポーツに係る業務を子ども・福祉部からスポーツ推進局に移管します。このため、これまで行ってきた一定の競技力を有するパラアスリートの強化支援に加え、スポーツ推進局が培っ

てきた選手の発掘・育成・競技力向上のノウハウや関係団体との連携体制を生かし、引き続き、パラアスリートの競技力向上に取り組んでまいります。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） 御答弁ありがとうございます。

答弁の中にもございましたけれども、パラアスリートこそ、やはりスポーツ推進局の競技力向上に対する取組というのがさらに必要に、普通のスポーツと比較してというわけではないですけれども、やはりできることが多いと思いますので、ぜひ具体的に取組を継続して進めていただければなと思っています。

以前の質問で松浦議員も言及をされましたが、やはり、障がいをお持ちの方にとって憧れの存在となるということは、すごく効果があることだなと思っています。そういった選手の発掘という点を非常に重視していただければなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。競技力向上も並行してなんですけど、やはり発掘というのが非常に大切になってくると思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

それでは、最後の県内のプロスポーツの現状についてということでお話をしたいと思っています。

プロスポーツの質問はいつもさせていただいておまして、要点が分かりにくい質問で非常に申し訳ないんですけども、それだけ思いがあるということで御容赦をいただきたいと思っています。

いろいろと今までも質問を、抽象的な質問ですが、させていただいていく中で、以前はラグビーの三重ホンダヒートの撤退についてお話をさせていただきましたし、そのほかスタジアムの話とかもありますけれども、まず、ざっくりと現状をお伝えしますと、スポーツを限るわけじゃないですが、サッカーのJリーグで加盟クラブゼロの県は、6県なんですね。ヴィアティン三重に頑張らせていただいていますし、ほかにもFC伊勢志摩であったりとか、アトレチコ鈴鹿クラブであったりとか、いろいろあるんですが、Jリーグ加盟のクラブは、今、ゼロでございます、東海ブロックで唯一の空白です。

Bリーグも最近、皆さん御承知のとおり結構盛り上がってきてまして、チームがもともと企業スポーツでありましたから、その企業スポーツの母体を引き継いで、地域で頑張っておられるというチームも多いんですけど、それでも、いろいろインフラ整備が整っていない中で、いろんな工夫をして頑張っておられるチームとかもあります。

3大プロスポーツと言っているのかどうかは分かりませんが、野球は、なかなか参入制限があるので難しいところがあって、ほかに目を転じてみると、都市型のスポーツというのも結構あるんです。ちょっとプロスポーツからはそれですけども、スケートボードもそうですし、いろんなXスポーツというものもありまして、バスケットボールなんかでいうと、スリーパイスリーですかね、都市の中でやったりとか、あれもプロがあるんです。

いろんなプロスポーツがあるんですが、どうしてもやっぱりインフラ整備はついて回ってきますし、民間の方の主導で頑張っていないといけないところも多くあるので、なかなか行政がいろんな施策を打ち出すのは難しいというのは重々承知をした上でお聞きしたいんですが、それでもスポーツコミッションとかいう、前もちらっとお話ししましたが、そういう仕組みというのは中にはありますし、スポーツの計画の中に、特に沖縄県にあったと思いますが、スポーツ推進計画の中にプロスポーツを位置づけているところもありますので、いろんな方策はあると思います、難しいですけども。

そういった中で、今の現状を知事はどうお考えかだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私も学生時代、その後もそうですけど、サッカーと空手をやってきましたので、スポーツの楽しさというのは知っているつもりですし、先日も2月27日、ハンドボールのリーグH、これをプロと言うかどうかというのはあるんですけど、鈴鹿の三重バイオレットアイリスの試合を応援しに行かせていただいて、加えて、始球式もやらせていただきました。

バイオレットアイリス側は様々な企業が雇用していただいているありがた

いんですけど、相手側のブルーサクヤ鹿児島はソニーがメインスポンサーで、胸にどんとソニーって書いてあるんですね。だから、インフラも大事なんですけど、やっぱりスポーツが強くなる、残念ながらサッカーは、J1もJ2もJ3も三重県は入れていないです、もうあとちょっとというところがあるんですけど、そのために、やっぱり企業に応援していただくのも大事かなと思います。三重県と同じぐらいの県勢、県の人口とか、経済的な部分でいうと、福島県なんかは東邦銀行が応援されている、愛媛県だと今治造船が応援されている、岐阜県だと十六銀行が応援されている。

そうした企業の方々には声をかけて応援していただく。さらには、鹿島アントラーズでいうと、基礎自治体の方々が一生懸命応援をされている。県もそういったところに働きかけていって、プロスポーツを、何とか三重県でも頑張っていたきたいと思っていますところでございます。

〔7番 龍神啓介議員登壇〕

○7番（龍神啓介） ありがとうございます。

なかなか難しいんですが、この話はやっぱり私の周りにスポーツをされる方が多いというのもあるかもしれませんし、そういう関係者が多いのかもしれないですけれども、多くお聞きします。単なる娯楽じゃなくて、前の知事の答弁にもあったと思うんですけど、シビックプライドという点にも絶対つながるところが、先ほどお話に出されました鹿島アントラーズなんかは本当に地域の方が愛していて、すごいなと思ったりするんですが、あれもおっしゃるとおり、企業のもとがあつてのお話ですので、そこも一朝一夕にはいかないんですけれども、やはり基礎自治体も含めて、県も含めて、企業も含めてしっかりと、方向性というところとちょっと具体的過ぎるかもしれないですけど、機運の醸成をぜひ図っていただきたいと思います。もう具体論じゃなくて、ロジック無視で大変申し訳ないなんですけど、熱意を持ってというか、念頭に置いて、プロスポーツの環境整備並びに前に進めていただく様々な取組を期待していますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっとロジックから外れた質問で大変申し訳ないんですが、お願ひペー

スで最後は締めさせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。13番 喜田健児議員。

〔13番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○13番（喜田健児） 皆さん、こんにちは。松阪市選挙区選出、会派新政みえ、喜田健児でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり、順次質問を展開させていただきます。よろしく申し上げます。

約98億3228万円の経済効果、これをもたらしたイベント事業は何でしょうか。野呂副知事は分かっているような顔をしていただきまして、これは、2023年6月のG7三重・伊勢志摩交通大臣会合です。前回のG7関係閣僚会合の試算最高額の3倍以上ということになっております。一見知事、すごいですね。

次に、年間約40億円の経済効果、これをもたらすイベント事業は何でしょうか。

これは、県営松阪野球場でプロ野球のオープン戦を年2回、ファーム公式戦、交流戦を年5回開催した場合の年間経済効果のA I 試算でございます。

という結論を先に申し上げまして、1、「ドリームオーシャンスタジアム（三重県営松阪野球場）」の大規模改修による三重県経済の活性化についての質問に入ります。

県内唯一の県営野球場として、開設以来50年以上にわたり、少年野球、高校野球、社会人野球、国民体育大会等、幅広い野球大会の開催地として県民に親しまれてきました松阪市のドリームオーシャンスタジアムですが、施設の老朽化が進行し、加えて、近年の夏の危険な暑さへの対策も十分と言えず、選手、指導者、審判員の命と健康の安全を確保するということが喫緊の課題となっています。

現在、三重県営松阪野球場の改修工事について、野球関係者より強い声が上がっていると思います。それは三つあります。一つは、空調設備のない密閉空間で、ロッカールーム、トイレがないコンクリート構造で、異常な温度になるダッグアウトのこと、二つ目は、金網のみで造られている三塁側と内野、外野間の土場フェンスのこと、三つ目が、朝夕二部制に対応するナイター照明設備がないこと、この三つでございます。

スライドを見てください。（パネルを示す）これは、夢ではありません。曾我議員が夢を語ると、そうしたら、市野議員が地に足をつけてというふうに言われましたけれども、これは夢でも何でもなくて、当たり前の野球場のダッグアウト、ロッカールーム。こうでなければならぬのに、県営松阪野球場は、ダッグアウトしかないというような状況でございます。あわせて、観客と選手、監督が同じトイレを使っております。熱中症で休むところがありますけれども、非常に手狭であるというようなことも言えます。

この何とかしないとイケないというふうな部分は、当たり前の要望であると思いますが、実は、このような要望には長い歴史があります。2013年にプロ野球のオープン戦や公式戦ができる球場にということで、大規模改修の要望書が松阪市と松阪市体育協会から2万2150筆の署名とともに、直接、当時の鈴木知事に手交されています。議事録では、昭和50年のみえ国体に合わせる形で松阪市に県営野球場が造られましたが、東海4県の県営野球場の中で

プロ野球の試合を行っていないのは三重県だけと、当時の山中市長から説明を受けた鈴木知事は、10年以内にプロ野球が見られるような整備をどこかでしたいという思いを持っている、一番いい方法は何なのかということ幅広く考えていきたいと、そのような回答をされています。

それから13年の月日が流れました。この夢の実現は、一見知事に委ねられています。

そこでお聞きします。喫緊の課題である子どもたちの命と健康を守るための来年度の改修と今後の計画、そして、あと30年を切った耐用年数を鑑みた大規模改修をどうするのか、令和8年度に第4次三重県スポーツ推進計画において、その改修の計画をどう位置づけるのか、さらには、2035年の国民スポーツ大会の開催における施設整備と中学校部活動の地域展開と合わせた県営野球場の利活用をどう考えているかをお聞かせください。よろしくお聞きします。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、ドリームオーシャンスタジアムの改修計画について御答弁申し上げます。

松阪市内にあるドリームオーシャンスタジアムは、供用開始から50年が経過し、老朽化が進んでいます。このため、これまでトイレやスコアボードの改修、フェンスラバーの取替えなど、緊急性や優先度を判断しながら、維持修繕に取り組んできました。

令和7年度は、熱中症対策としてスポットクーラーを2台設置しており、これらは夏の高校野球三重県大会等で利用されています。

令和8年度は、防球ネットの追加工事を行うこととしています。現在、バックネットと既存の防球ネットの隙間からファウルボールが飛び出すことがあるため、利用者や観客等が安全・安心して利用できるようにするためです。

現在、このスタジアムでは、地元中学生の平日の利用促進に取り組んでいます。今後、中学校部活動の地域展開をより一層促進していくため、部活動

での同スタジアムの利用も促していきたいと考えています。

現時点では、過去に要望いただいたプロ野球公式戦を開催できるような大規模改修の計画はありませんが、令和8年度は、次期スポーツ推進計画を策定することとしていますので、令和17年に本県で開催予定の国民スポーツ大会も見据えつつ、子どもから大人まで野球を楽しんでいただけるよう、今後、関係者と協議を行いながら必要な整備について検討してまいります。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 御答弁ありがとうございます。

防球ネットの整備ということですけれども、スポットクーラーを昨年度に入れていただきましたが、当然、間に合っていないということは聞いてもらっていると思います。非常に危険な暑さということで、選手、審判、監督、コーチを含めて、健康と命を守るという視点でぜひとも予算化をして、整備のほうをお願いしたいと思うんですけれども、その整備のことを含め、野球といえば山崎博議員です。山崎議員の一般質問によって松阪野球場には電光掲示板がつけました。これはすごいですね。だから、私の出る幕じゃないと思うんですね。ですので、その辺りは山崎議員をお願いしたいなと思いつつも、私は、三重県内外から多くの野球関係者、イベント関係者、野球を愛する県民が夢見るプロ野球のオープン戦や公式戦ができる大規模改修について、夢を語らせていただき、要望させていただきます。

これが実現すれば、県外からの選手、観戦者を呼び込むことで交流人口を創出し、地域経済に波及効果をもたらします。プロ野球を呼べる球場は、重要な社会資本です。特に野球は、全国大会やプロ野球オープン戦、ファーム公式戦など、集客力の高いイベントが多く、適切な施設整備と誘致戦略を組み合わせられれば、宿泊、飲食、交通、物販等を通じて県内の経済全体に持続的な効果を生むことが可能です。その効果は年間約40億円と、冒頭に申しましたけれども、チャットGPTは試算をしました。

これ、龍神議員も活用されているというAIですけれども、確かなのか、信憑性があるのかというような目で見られている人は多いと思うんですけれ

ども、チャットGPTに1回キーワードを入れて聞きます。そして、回答が返ってきて、それで何度も繰り返してやり合った試算でございます。

さらに、全面の人工芝ならば、音楽やダンスのイベントも可能となり、その試算は膨れ上がります。松阪市はダンスにも力を入れておりますので、そのような活用ができればなと思います。県外からの来訪者増加を通じた地域経済の活性化、ひいては県税収の増加につなげることが期待できます。何よりも子どもたちの夢を育み、健全育成に寄与することにつながります。

よって、今後の県営松阪野球場改修に当たっては、スポーツ推進局と関係部局が緊密に連携し、改修工事に要する費用と、それによって創出される経済効果、税収効果を総合的に試算した上で、最適な改修規模及び誘致戦略を含む計画が策定されることを強く望み、この質問を終わりたいと思います。

どうか、優秀な野村課長をはじめとする執行部の皆さんの今後の動きに注目し、期待しております。藤本局長におかれましては、背中をぐっと押しやってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、2、県職員の採用における国籍要件の復活検討と1万人アンケートの実施についての質問に入ります。

一見知事は、この間、排外主義や排他主義ではないと再三にわたって説明しておられます。2月25日の新政みえ、杉本議員の代表質問においても、国籍による差別は許さないと発言されていますが、言っていることとやっていることが違うという厳しい批判が渦巻いているのも事実でございます。

ただ、一見知事は就任以来、数々の人権を守る条例を手がけ、2026年度には、労働者の人権を守るために、日本で初の罰則つきのカスタマーハラスメント防止条例づくりに着手をします。そんな、言っていることとやっていることが違う、ちょっと分かりにくいというような批判が渦巻いている一見知事と、今回、この後の時間を使いまして建設的な質問を展開したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

質問に入る前に、このスライドを見てください。（パネルを示す）外国人といっても、在留資格にはこれだけあります。国籍という属性で一くくりに

して聞いていますが、日本で生活する外国籍住民も様々な理由や目的で日本で生活をしています。

国籍要件の対象となるのは、就労に制限のない在留資格を持った外国籍住民です。留学や短期滞在の場合は、採用試験が受けられないので対象外となります。

このスライドを、私が作らせていただいて、見たときに、もうこの問題の本質が見えたように思います。県職員の採用試験は日本語で、そこにルビを振る配慮はなし。だから、受験できる外国人というのは非常に限られるのではないのでしょうか。そういうことを申し上げて質問のほうを展開していきますが、一見知事が今回のことを昨年12月25日に知事定例記者会見で発表されました。翌日の新聞やテレビのニュースで報道された直後に、仲間の何人かから幾つか電話が入りました。そのうちの1人は、特別永住権を持っている外国籍の教員でございます。会って話がしたい、聞いてほしい、そういう電話でした。分かりましたと言って、私は会うことにしました。情報漏えいに関して、その私の仲間の県民の声を届けさせていただき、その声へのメッセージを知事に求めて、その後外国人問題と一くくりにされている(1)、情報漏洩のリスクについて質問をします。

外国籍の教員の私の友人の訴えは、こうです。日本人の犯罪は、日本人問題とは言わない。犯罪や規範違反を行った人物がいた場合、それは国籍を問わず個人の問題です。しかし、外国人の犯罪は外国人問題と一般化されやすい。外国籍住民は既に属性による集団化が起きていて、厳しい差別を私たちは受けてきました。また私たちへの差別が再生産される。私たち大人が苦むのはもう慣れていますが、子どもたちは慣れていない。外国人イコール潜在的スパイという枠組みが広げられることは、明確な差別扇動です。

今回の見えない危険を理由にした排除は、最も差別を生みやすい構造です。差別によって心をずたずたにされ自らの命を絶つ、そんな悲劇をもうこの三重県で起こしたくない。どうか知事を止めてください。思いとどまらせてください。個人の行為を集団の性質にすり替えることが差別の出発点であるこ

とは、人権・同和教育が明らかにしてきたことです、と真剣で悲壮感が漂う表情で私に訴えました。

そして最後に、私たちの声は今の日本の社会において小さな声かもしれませんが、だからといって私たちは諦めることはできません、と言われました。日本で生まれて、日本で育って、子どもたちが生きるこの日本をもっとよりよい社会にしていきたい。全ての子どもたちが笑顔で暮らせるように、この社会で頑張っている。私たちは外国籍の前に三重県民なんです、という私の友人からの訴えでございました。

この外国籍県民のメッセージ、思いに、知事、お返しをいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 様々な県政の課題は全てそうですが、この問題は特に冷静で論理的な、感情的ではない法に基づいた議論が必要であろうと思っております。

まず、前提として申し上げたいのは、今回、まだ決めておるわけではありませんが、県職員の採用をどうするかという話で、これは民間企業の話ではありません。

そして、先ほど教育長から47のうち何県で少数と、こういう話がありましたけど、35の都道府県は、国籍要件を持っているということでもあります。

さらに今回は、外国の人を差別しようということではなくて、大切な県民の個人情報をいかに守るかという問題であります。

先ほど議員は、個々の行為、これは、犯罪を犯すのは別に外国人に限らないと、そのとおりでありまして、私も外国で仕事をしていましたので、差別に遭ったこともあるし、犯罪を犯すのは、その国にいる外国の人だ、そういうことはありません。現に、日本にいる外国の人の犯罪率は、どんどん1人当たりで落ちてきているということもこの場で申し上げたわけですが、2010年代半ばに、ある国が、外国に住んでいる自国民に対しても、国家の安全に関する情報、これはもう全てが含まれますけど、それを提出するように

求める法律をつくったというのが今回のスタート地点であります。

この話は、様々な御意見があるのは承知をしています。前回、この議場でも御同僚の難波議員から住民の声というのを聞かせていただきました。冒頭に申し上げましたが、大切なのは、冷静で論理的な、法律に基づいた議論をするということだと思っています。

今回、なぜ検討に入るのかということですが、私は、3点、その理由を申し上げたいと思います。

一つは、情報漏えいのリスクです。先ほど申し上げたとおり、他国で、三重県が国籍条項を撤廃した1999年にはなかったような情報を求める法律ができてしまったということ。そうすると、日本にいるその国の人は、外国からの命令があれば、それに従わなければいけない可能性もあるということがあります。それによって、例えば、日本国のVIPの動線とか、あるいは農業関係の技術的な情報が流出してしまう可能性もありますが、何よりも大事な県民の個人情報流出する可能性が、なしとはしないということです。これは、後ほどの問いで、恐らく池袋パスポートセンターの話でお答えをすることになると思います。

それから、もう一つ大事なのは、当該外国人、例えば、三重県庁に雇われたその国の人は、母国から情報を提出するように言われ、日本の地方公務員法の守秘義務、これも課され、間に挟まれてしまいます。そのジレンマで悩まれることになります。アンビバレントな感情にさいなまれるということではないのでしょうか。その人の人権をどう考えるのか。これは、先日、伊賀市長とお話をしたときにも、どう考えますかというふうに申し上げたところ、残念ながらその答えはありませんでした。その人の人権を放置しておいて、人権は大事だと、そう言っているのかというのが二つ目の問題であります。

三つ目は、私は県庁組織の管理者です。今回、不祥事が続いたこともあって、給与、年間ですね、アップ分を半分返上いたしております。

フランスでフランス人とベトナム人と一緒に働きました。国による違いはありません。皆さん、優秀です、真面目です。外国人であろうと、県庁で働

く限りは私の大事な仲間になります。その人が仮に母国からの要請で県民の大事な情報を漏えいしてしまうということになり、逮捕されるということになるのは、私は、組織の管理者として耐えられない。これが三つ目でありませぬ。

長々と答弁をして大変申し訳ありません。ただ、執行部としても、この件については丁寧な議論が必要だと考えておりますので、この後の答弁も若干長くなる可能性があることをお許しいただきたいと思ひます。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 知事、御答弁ありがとうございました。

私も調べる中で知事の考えを何度も聞いており、知っておりますけれども、同じ答弁であったなと思ひます。

ただ、母国の法律と日本の守秘義務という法律のはざままで悩まれる外国人の人権をどう考えるんやって、こういうふうに言われました。その外国人の人権というのは、どの法を侵害しているのか。基本的人権とかいろんな法があると思ひますけれども、悩まれるということが、人権侵害に当たるといふふうな根拠をちょっと聞かせてほしいのと、もう一つは、私がメッセージをお伝えしたことに対して、この外国籍教員の人権はどう考えるのか。

これは同じだと思ひます。再質問の意図、分かっただけですでしようか。

〔「2番目をもう一度」と呼ぶ者あり〕

○13番（喜田健児） このメッセージを書いた外国籍教員への訴えに答えていないような気がするんですね。この教員の人権、こういうふうな結果が、この人の中では出ております。私たちが見えない危険を理由にして排除される、そういうふうな受け取っている。その辺りの、この教員の方の人権についてもお答えいただきたいし、この訴えに対してメッセージをいただければと思ひます。再度、お願ひします。

○知事（一見勝之） まず、人権侵害ではないかという話であります、先ほど申し上げましたとおり、日本では法律に基づいて公務員は守秘義務が課さ

れています。しかしながら、その人の母国から日本の情報を漏らすように指示があった場合、その人は間に挟まるということを申し上げました。これは、講学的に明確な議論があるわけではありませんが、基本的な人権の侵害になる可能性はあるんじゃないかと私は考えています。1点目は、そういう考えだということで御理解をいただければと思います。

2点目、いろいろなお考えがおありだということを申し上げました。教員の方のお話だとすると、ひょっとしたら在日韓国・朝鮮人の方のお話かもしれません。在日の方については、平成3年に文部省から通知が来て、教諭にはなれないけれども、講師として、期間の定めのない公務員として、教諭じゃなくて教師ですが、採用することができるという通知がありまして、三重県でも、ほかの県と同様に採用しているところであります。したがって、教員は、一つのジャンルとして考えていかなきゃいけないところであると考えています。

差別の話でございますが、差別は決して許さない、それはこの議場で私は何度も申し上げました。国籍による差別も同様であります。出身地による差別も、男女の違いによる差別も同様でありまして、その差別は、個々の差別を確認し、それについて一つ一つ対応していく必要があると考えております。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 知事が冷静で論理的な法に基づいた議論をということで、そこに入っていきたいなというふうに思います。

まず、情報漏えいのリスクですけれども、そここのところで、まず一つ目、押さえないといけないのが、三重県が採用試験における国籍要件を1999年に撤廃してから約25年たちます。県職員として採用した外国籍住民は9人、現在在職している職員は1人、そして、他国がというふうなことですけれども、10年弱前の2010年代に特定の国で自国民に情報収集などを課す法律が制定されています。

国籍要件の撤廃から約25年、そして、他国での制定から約10年。この間、三重県内において、外国籍職員による情報漏えいの重大なインシデントが発

生した事実やデータはあるのか。そして、国籍は個人の能力や誠実性を示す指標ではないことを申し上げた上で、他の方法で情報漏えいを防ぐことはできないのか。そこを後田総務部長に聞かせていただきます。

○総務部長（後田和也） これまでに外国籍職員による情報漏えいの事案が本県においてあったかどうかという御質問でございます。その件につきましては、これまでそういう事案はございませんでした。

私どもといたしましては、先ほど来、知事のほうからもお話をしておりますように、世界の中で自国の情報活動に協力する義務を課す、そういった法律を定めてきた国があるという中で、県職員になった場合に県職員としての守秘義務が課せられる一方で、外国の法律では情報収集活動に協力する義務が課されるという両立ができないような板挟みの状況になる、こういうことになりますと、情報漏えいリスクが高まるということが懸念されるということでございます。このような新たな情報漏えいのリスクについては、情報セキュリティの強化等だけではなく、採用の在り方も含めて検討することが必要であるというふうに考えているところでございます。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 総務部長、ありがとうございました。

重大なインシデントが発生した事実はないということをはっきりと行っていただきました。

ただ、その自国の法と日本の法のはざまというふうな部分を言われましたけれども、何度も申し上げますが、悩み苦しむ、これが人権侵害なんですか。非常に私は大きな疑問を持ちます。

そこは置いておきまして、情報漏えいというところで、外国籍でくくりにして採用しないという今回の検討ではなくて、対策はできないのかというところでちょっと質問を展開させていただきたいと思います。

公務における信頼性において、合理性の説明を欠くことになりました。今までないということですね。想定という域で国籍を基準とした制限を復活させることを検討するということになります。国籍要件の復活が唯一の手段な

のか、より限定的で機能的な管理方法はないのか、まず検討されるべきは、職務権限管理の強化、アクセス制御の徹底、セキュリティ研修の充実などの対策ではないかと私は、経済界の企業役員と意見交換をして、そう思いました。その声を届けさせていただきます。

企業人の声です。

企業では、グローバル化の中で外国籍住民の雇用除外なんてあり得ない。三重県においても、外資系の企業が親会社で入っています。社用語は英語。そんな企業がこれから三重県においても出てくる、グローバル化という時代の流れを止めることはできない。特定技能など、世界の高度人材に入ってもらわないと世界で勝負はできない。だから、海外での人材確保に力を入れている。外国人と一緒にというのは、企業ではもう当たり前。

情報漏えいリスクはと聞かせてもらおうと、個人というものを見ていく、その仕組みを工夫している。なゼルールを守る必要があるのか、徹底した社員教育、職務内容、権限管理、内部統制、監査体制の強化によって情報の安全を担保している。そして、システムの構築の強化です。県庁ではUSBがまだパソコンに刺さりますけれども、企業ではあり得ないです。そういうふうなところで情報が漏えいしたら企業の存続に直結します。だから、徹底しているということです。

その方は、県の今回の目的は理解できるけれども、企業とは手段、やり方が全く違うし、これだけ問題になってはいけなないと、そのように言われました。

そこで、従業員の約4割が外国人の職種の企業では、外国人が三重県を選んでもらわないと大変なことになりますねというふうに聞かせていただきました。そうしたら、今回の一見知事のメッセージが今すぐに影響が出るとは考えていないが、勤勉な外国人材が円安で韓国と香港に流れていて、日本国内で人材の取り合いが起きている状況です。そんな中で、もしも今回の一連の影響が及んで三重県を選んでもらえないようなことになったら、ただでさえ労働力不足の三重県は大変なことになると、そのように言われました。

一見知事、この企業人からの声に対してメッセージをお願いします。

○知事（一見勝之） 三重県の企業で、これは三重県だけじゃないですね、日本で、今、外国の人に働いてもらわなくても経済が回っていくかって、そんなことはないんです。優秀な人にも働いてもらわなきゃいけないですし、エッセンシャルワーカーというような形で日本人があまり就かない仕事を担ってくれているのも外国の人たちなんです。だから、差別や中傷をしてはいけないということを強く申し上げているわけです。

加えて、悩み苦しむことになる外国の人をそのまま放置していいとは私は思いません。そこに何らかの手だてを考える必要があると思います。

情報漏えいのリスクの御質問がありました。幸いなことに県庁では、情報漏えいリスクの情報にまだ触れておりません。これからも触れたくはないんですが。

先ほどの答弁で申し上げましたが、池袋パスポートセンターの窓口業務での情報漏えい、これは皆さん御存じだと思いますが、2020年の5月から2023年の3月まで、窓口業務の委託を東京都から受けているんですが、その会社に勤務をしていた中国籍の元従業員の方が1920人分の情報、氏名、住所、電話番号、生年月日などと思料いたしますが、その情報を付箋紙に書き写す、USBではないです、付箋紙に書き写すなどして外部へ持ち出した事件がありました。これは書類送検をされています。これを受けて、2023年11月24日、外務省の領事局旅券課から各都道府県に、そういった事務を行う場合には、日本国籍者に限定をするようにという通知が来ておまして、各県、それに従っております。東京都でも、業務を行う人を日本国籍者に替えていると聞いております。

また、この4日ですね、経済産業省は、民間企業からの技術流出について、ガイダンスを見直すということを発表して、今、パブリックコメントにかかっているようですが、重要技術を扱う部署へ配属する場合、適性を確認するようにと、ガイダンスを改正しています。その中に、外国政府の情報収集活動に協力する法的義務の有無を確認した上で配属を考えるのが推奨される

んだということであります。これは、パブコメを経て、今後どうなるかということはあるかと思いますが、国においても情報漏えいリスクの大きさを考えているということだと思います。

先ほどの企業の方の御意見はよく分かります。10年ぐらい前から、もう既に外国の方は、賃金が高いので、韓国や、香港もそうですが、中国に行ってしまうという声があります。何とか日本に来てもらわなきゃいけないというので技能実習制度をつくり、育成就労制度に代わっていくと、こういうふうになっているわけでありますので、三重県のよさをお話しし、差別は決して許さない県だと、排外主義も取らないということで、多くの方に働いていただきたいと思っています。

一つ、その方にお会いできればお伺いしたいなと思うのは、どのように情報漏えいリスクを管理されているのか。先ほど申しあげました池袋パスポートセンターでは、付箋に書き写して情報を外に持っていった。それをどうやったら止められるのか。実はこれは難しい問題だと思っております。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 知事、企業人が言われるのは、情報漏えいの問題は個人であると。だから、個人へ徹底的に、情報漏えいが起こらないようなシステムとか、教育とか、管理体制をすれば十分ではないかというふうに言われているんです。その辺り、外国人という属性ではなくて、個人と、それと対策で十分企業としてはやっつけていけるというふうに判断している。けれども、三重県はそうではなくて排除の論理が入っている。そこに対して御答弁をお願いします。

○知事（一見勝之） 情報漏えいを行うのは個人であります。日本人であっても、情報漏えいを行う例があります。

これもメディアで報道されましたが、2026年の1月の報道であります。2024年の11月と2025年の2月に、首都圏の工作機械の関連会社で勤めている日本人が在日ロシア通商代表部の男性職員から情報を提供するように言われ、恐らく金銭だと思いますけれども、情報を提供したという例がある。

これは日本人の犯罪であります、外国人であろうと日本人であろうと、そういった犯罪を起こしてもらうのはよくないので、その抑止力として、地方公務員法の守秘義務があります。これは何度も申し上げているとおりであります。我々日本人は、その法律を犯すと、罰金、そして拘禁刑に処せられる可能性があると思います。

私が申し上げているのは、多くの外国人もそういう形になって抑止力は働くと思いますが、先ほどの池袋パスポートセンターの話、外国、情報をその国に提供しないと、それはその国に住んでいる国民だけじゃなくて、例えば日本に住んでいるその国の国民もそうなんですが、国家の要請に基づいて情報を提供しないと何らかの罰則を受ける、その国の刑法では最高刑は無期懲役になっています。その場合に、情報を漏らさないということがあるのかどうか、それが確保できるのか。個人の犯罪で日本の法律によって規制をすればいいというようなことではないのではないか。例えば、その国に家族がおられたときにどうなるのか。罰則も厳しい。したがって、何らかの対応策が必要であるというふうに考えているところでございます。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 客観的で論理的な展開ということなんですけれども、もうちょっとこれで終わりにしたいんですが、属性という一くくりにしてやっていくことに対して、明らかな人権侵害というか、心を傷つけられた県民がいるということをお伝えさせていただくとともに、隣の滋賀県や愛知県は、国籍要件を撤廃している県ですけれども、情報漏えい対策を、引き続きそれを変えるつもりはないというふうなことを言われています。

だから、愛知県、滋賀県で、どのような情報漏えいへの対策を講じているのか参考のできるものがあると思いますので、まずは調査や研究を実施していただいて、個人で情報漏えいを止めることができると判断ができるならば、そこでとどまっていたいただきたいということを強く要望させていただきます。また、その調査研究の結果を議会のほうにも御報告いただきたいと思います。

それでは、2番のみえ県民1万人アンケートについての質問に入らせてい

たきます。

県庁前でスタンディング抗議行動が開かれているのは御存じでしょうか。計6回になるそうです。そこに参加している1人の青年と3月4日にお会いしてきました。その声を届けさせていただきます。

その青年は、三重県在住の外国籍住民です。どうやって私とつながったのかを、まずお伝えします。

その青年は今回のことを、テレビのニュースを家族で見て知りました。そのときの感情は、はっ、えっ、幾つもの疑問が湧き起こり、信じられないというか、信じていなかったそうです。しかし、撤回もされないし、アンケートが実施され、検討も進んでいることを知り、県庁前で抗議行動に参加したそうです。そこでいろんな情報を入手して、県への相談、一般質問をする私への訴えとなりました。

この青年は、三重県人権センターがあることも人権侵害の相談窓口が県庁にあることも知らなかった外国籍住民です。その青年は、生い立ちの中で受けてきた外国人である自分に対する差別を語られました。特に、存在否定や就職差別は本当に苦しかった。耐えて、耐えて、耐え抜いてきました。だから、僕は今ではその差別を受けたとしても笑い飛ばすことができます。しかし、笑えずに耐えている、外国籍を隠して生きている仲間が、この三重県には、私が最初に言いましたけれども、たくさんいます。今回の件に関して、自分が育った三重県で制度的に差別されるようなことがまさか起きるとは思わなかった。驚き、悲しみ、怒り、疑問などの様々な感情が芽生えました。私たちを犯罪者予備軍と知事は見ているのですか。きちんと働いて納税しているし、三重県民です。外国籍住民の前に私たちは県民なんです。納税の義務も果たしている自分たちが、制度的な差別を三重県で知事や県から受けるとは思っていなかった。今回のことで、そもそも県民なのに、みえ県民1万人アンケートから除外されていることを初めて知りました。国籍要件の当事者なのにアンケートから除外されている自分たちは、表現すらできない立場に置かれている。三重県で生まれて育って、僕は時代とともに差別を受けて

きました。これからの子どもたちや子孫に対し、この政策は、よりよい未来をつくるのに正当性はあるのかと思う。ぜひとも是正してほしい。

今回のことを子どもたちはどのような感情で見て、どのような感情になるのか、どうか、どうかそこに思いをはせてほしい。SNSでは、この件に関して国籍要件の復活が必要だ、アンケートから除外するのは当然だというのが目立っているかもしれません。子どもたちがこうしたものを見たときに、どのような被害を受けてしまうのか、被害はずっと続いてしまう。検討中の今も被害は拡大している。自分以外にも、このような感情や被害を抱いている人たちが出てきました。ここに来てリアリティーが出てきたし、危機感を強く持つようになってきました。2月16日の県庁前での抗議行動の集会で、県の人権課に相談窓口があること、差別被害の相談を聞いてくれる三重県人権センターがあることを知りました。

知事に分かってほしいのは、アンケートの不当性はもちろんあるし、知事の発言一つでマイノリティーが置かれている状況が変わること、排外主義を取らないとする知事だからこそ、今回のことを撤回し、外国籍の子どもたちにも夢や希望を与えてほしい。

この県民の声に対して、一見知事、メッセージをお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 何度も申し上げていますが、排外主義は取らない、排他主義は取るべきではない、それは、我々だけではなくて、我々の子どもや孫に重い十字架を背負わせることになるというのは、この議会でも申し上げたとおりであります。差別ではなくて、先ほど申し上げた3点の論点、情報漏えい、そして外国の人の人権、かつ、県庁内から逮捕者を出したくない、これが理由だと申し上げました。

また、議員から御指摘をいただいた滋賀県とか愛知県のやり方を我々も調べてみたいと思っています。その県がどういうやり方をやっているのかということもとても大事ですが、会見でその県の方がお答えになられていることを聞いてみますと、滋賀県では、地方公務員法があるから大丈夫だとおっ

しゃっておられますが、先ほど申し上げたように、今回のもとの発端は、外国で情報を漏えいするように推奨する法律ができたということですので、その法律があったときに、地方公務員法が、ある意味無力になってしまうのではないかという心配であります。

そして、愛知県では、今まで情報漏えいがなかったので大丈夫だと。これは、なかなか首を縦に振ることはできないというふうには思っていますが、どういう情報漏えい防止のやり方を取っておられるのかを調べてみたいと思っております。

決して外国の人を犯罪者予備軍などと思っているわけではありません。先ほども申し上げましたが、外国の人とも一緒に働きました。日本人にもいい人はいるし悪い人はいます。外国の人と同じであります。

就職差別はもってのほかだと思います。私たちは、その差別があれば、それに対してしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っています。

35の都道府県では、公務員は、これはやはり別で、国籍要件を求めている。三重県もかつて求めていたが、それは撤廃した。今、状況が変わってきたので、考えなきゃいけないということになっているのではないかと考えています。

この議場で不易流行という言葉がありました。変えるべきものは変え、変えてはいけないものは変えてはいけない。変えてはいけないものは、外国人を差別する、属性による差別を行ってはいけないということだと私は思っています。変えるべきものは、外国が情報漏えいを懲罰するような制度をつくったときに、それに対して、我々はそれをどう防止していくのか、そこは変えていかないといけないのではないかと考えております。

1万人アンケートにつきましては、平成8年から行っておりました、県民へのアンケートということで、日本国籍でやっていた。この理由は、後ほど部長からお話があるとは思いますが、外国の方も大切な三重県の住民であります。納税義務も果たしていただいております。社会保険料も払って

いただいています。そういった人たちは、我々と一緒に共生していただく、包摂的な社会をつくっていく必要があると思っています。

日本国憲法の第15条第1項には、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定をされています。公務員を選ぶことは国民固有の権利。この国民は、日本国籍を有する者に限られると考えているのが、学説、判例の大宗の部分というふうに承知をしています。

したがいまして、このアンケートで聞くのかどうかは別にして、公務員に誰を選ぶのかは、日本国憲法第15条第1項の解釈をすると、日本国籍を持っている者が行うことになるというふうに考えています。

例えば、外国籍の人のみに別途、アンケートをすることも可能であると考えていますが、その答えは、ほとんどが国籍要件の撤廃になるのかもしれないというふうには考えているところですが、冒頭に申し上げました法律に基づいた議論、憲法に基づいた議論をすると、そういう答えになるのかなということになります。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 私が紹介した外国籍住民の訴えに対しての知事のメッセージを聞いたかったですけれども、なかなかその部分のメッセージというのは、私にも、その人にも、テレビを見られていると思いますけれども、届いていないように思います。

知事、政治は結果責任だと思います。この訴えが結果ではないのでしょうか。この結果に対してどう責任を取っていくのか、これは重要な政治的な姿勢だというふうに思います。そのことを申し上げて、アンケートのほうに入りたいと思います。

過去のみえ県民意識調査と第3回までのみえ県民1万人アンケートでは、選挙人名簿を使用して対象者を抽出し、幸福感や生活実感、地域や社会の状況についての実感、生活や仕事、地域や社会とのつながり、家族や精神的なゆとりなどを問い、その結果を総合計画や重点施策、事業評価への反映や裏づけ資料として使うことを目的として実施されてきました。

今回の第4回みえ県民1万人アンケートも選挙人名簿を使用しています。項目としては、初めて人権や少数者の権利に直結するテーマについては是非を問う設問を設けて、多数決的な聞き方をしています。

そこでまずは、外国籍住民は三重県民の範囲に入っているのかを一応問わせていただき、その上で、第一に、選挙人名簿を使用していることについての認識、第二に、アンケートの対象者の選定には選挙人名簿を使用しているが、外国籍住民を排除する形で進められている、地方自治法で県民と規定されている外国籍住民を対象から除外したアンケート結果をどのように県政に反映しようとするのか、アンケート所管である政策企画部長、長崎部長に答弁を求めます。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○政策企画部長（長崎禎和） みえ県民1万人アンケートの関係で御答弁申し上げます。

先ほど議員の御紹介がございましたように、三重県では、県政の推進に当たりまして、県民の皆様の御意見をお聞きすることを目的に、平成8年度以降、隔年または毎年、1万人を対象とした調査を実施してきております。

このアンケートでは、当初より選挙人名簿から対象者を無作為抽出して、実施してきております。それ以降、アンケート結果の継続性を担保するため、現在も選挙人名簿から対象者を抽出して実施をしているところでございます。

アンケートの結果につきましては、県民の皆様の貴重な声として、政策の評価や議論の基礎データとして活用するものであり、この結果のみをもって政策を決定するものではございません。

政策決定に当たりましては、アンケート結果を参考にしながら、その政策の背景や取組の効果、関係者からの声などを総合的に判断しながら検討を行っていくべきものと考えております。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） このアンケートですけれども、県政の参画から外国籍住民を排除している、県内在住の外国籍住民を県民とみなしていないという結

果になってしまっています。そして、今回、マジョリティーである日本国籍住民が、マイノリティーである外国籍住民の職業選択の自由という基本的人権を、当事者の意向も聞かないまま多数決的な聞き方で聞いていることは、深刻な人権問題というふうに言われています。選挙人名簿を使用して、地方自治法に反して外国籍住民を除外し、進められているみえ県民1万人アンケートの実施については、早急な見直しを行われるとともに、今回の結果について、集計は中止、もしくは今回の結果公表の中止、最悪でも問16については、集計、公表をしないよう強く求めたいと思います。

選挙人名簿を使っているというふうなところ、改善をしていただきたいと思いますが、要望として受け取っていただけますか。

○議長（服部富男） 要望でよろしいですか。

○13番（喜田健児） はい、要望として検討していただきたいと。

○議長（服部富男） 答弁を求めるんですか。

○13番（喜田健児） 検討していただけますか。答弁を求めます。

○政策企画部長（長崎禎和） アンケートの対象に外国人を含めることにつきましては、今回、御意見をいただいたところでございます。今のところ直ちには考えておりませんが、繰り返しになりますが、政策決定に当たりましては、このアンケートの結果を参考に、それから関係者からの声などを総合的に判断しながら検討を行っていくべきものというふうに考えておりますので、引き続き、他県の状況でございますとか、あるいは外国籍住民の増加の近年の状況を踏まえまして、アンケート結果の継続性、影響などを見ながら、今後、考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） 非常に分かりにくい答弁でしたけれども、選挙人名簿を使わないという強い要望をさせていただきます。

3番、問16の問題点について、残り2分となりましたが、そのさわりの部分だけ入らせていただきたいと思います。

この3番の間16の問題点の質問ですけれども、一見知事は、重大な判断だからこそ県民の声を聞きたいというふうに位置づけられている設問ですが、重大な人権問題があると指摘されています。それは大きく二つ、一くりにしている点、それと、少数者の権利について、それを除外した形で多数者が決めるというような聞き方なところ、それから、国籍要件は撤廃すべきでないという判断材料となる情報漏えいリスクを書いた記述が約130文字、続けるべきという判断材料となる人材不足を書いた記述が約30文字と、著しく情報量に格差があります。だから、回答者は、それに引き寄せられることが容易に想像できる質問内容の構成になっているというふうに思います。その点に関して、後田総務部長、御答弁をお願いします。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔をお願いいたします。

○総務部長（後田和也） まず1点目、公務員の採用につきましては、公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきという内閣法制局の見解、こういうものがございまして、日本国籍の方と外国籍の方という部分の分け方が採用に当たっては存在しているということがそもそもございます。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔をお願いします。

○総務部長（後田和也） そういった法律問題であるというようなところを御理解いただければと思います。

それから、設問についての説明につきましては、今、議員から御指摘いただいたようなことも事前に御意見としていただきましたので、補足の資料をつけさせていただいたところでございます。

〔13番 喜田健児議員登壇〕

○13番（喜田健児） その点についても、補足の説明についても、今回の間16は、社会学者のほうから非常に厳しい批判を受けていると思います。そういう。

○議長（服部富男） 喜田議員に申し上げます。申合せの時間が経過いたしましたので、速やかに終結をお願いいたします。

○13番（喜田健児） ことを申し上げて、私の質問を終結させていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。
午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。29番 田中祐治
議員。

〔29番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○29番（田中祐治） 松阪市選挙区選出、自由民主党の田中祐治でございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は久しぶりに松阪の伝統工芸品であります松阪木綿のネクタイを締め
てやってきました。質問のほうも欲張りまして、最後まで到達しないの
ではないか、そういうふうにおっしゃるわけでございますので、できましたら
答弁される方は、なるべく簡潔に御協力いただきまして、これ以上私の首
を絞めないようによろしくおっしゃりたいと思います。

ネクタイと全く関係ないんですけども、松阪市には三大祭りというのが
ございまして、明日の7日と8日は、松阪で初午まつりが開催されます。ぜ
ひとも時間の許す方は、お越しいただければと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていた
できます。

まず、はじめに、地域公共交通の維持・確保に向けた県の支援策についてお伺いをいたします。

公共交通につきましては、これまで、市川議員、市野議員も質問されましたが、私のほうからは、主に運行業者側の視点に立って質問をさせていただきたいと思います。

三重県内の中山間地域や県南部では、高齢化と人口減少の進行に伴い路線バスの廃止が課題となっております。路線廃止は、赤字路線の整理ではなく、通院、通学、買物など、生活機能の喪失でもございます。

一方で、デマンド型交通やコミュニティー交通、公共ライドシェアなど、新たな交通モードの導入も進みつつありますが、モデル段階などにとどまる例もあり、運行コスト、人材、運営体制といった課題が残っていると認識させていただいております。

こうした状況を踏まえ、地域公共交通を維持し、利便性を高めていくには、市町や事業者任せではなく、県が広域的な視点で支える体制づくりが必要と考えます。

この円グラフは、（パネルを示す）一般路線バス事業が赤字である事業者が85%に上ることを示しております。この右の図は、路線バスの赤字を高速バスや貸切りバスなどの黒字部門や補助金で穴埋めして成り立っている構造でございます。

そこで、県として維持、担い手、費用高騰、利便性向上を一体で支える仕組みづくりについて、2項目お伺いをいたします。

まず、路線バスの維持についてであります。路線バス事業の維持・継続に向けた運行支援や費用高騰対策、利便性向上に対する現状と今後の方向性について、地域連携・交通部長にお伺いをいたします。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（生川哲也）** 路線バス事業の維持・継続に向けた取組につきましてお答え申し上げます。

路線バスは、高齢者の通院や買物、学生・生徒の通学等、日常生活に不可

欠な公共交通機関です。しかしながら、人口減少に伴う利用者の減少、深刻な運転士不足、燃料費等の高騰によるコストの増大など、極めて厳しい状況に直面しております。

こうした中、日常生活に不可欠なバス路線を維持していくため、県では運行経費の負担軽減、燃料費高騰対策、利便性向上の三つの側面からバス事業者への支援に取り組んでおります。

まず、運行経費につきましては、県が、広域的なバス路線に対して主体的な役割を担うという、市町との役割分担の下、バス事業者の負担軽減を図っています。

具体的には、地域と地域をつなぎ、一定の輸送量を有する幹線として、国の補助要件を満たす路線を対象に、収支の差額、いわゆる赤字額に対しまして国と協調して補助を行っています。今年度は、44の路線に対しまして約2億6000万円の補助を予定しておりまして、来年度当初予算におきましても、所要額として約2億9000万円を計上しております。

次に、燃料費の高騰対策につきましては、臨時的な対応としまして国の重点支援地方交付金も活用し、12月補正予算及び2月補正予算に所要額を計上した上で、燃料の価格上昇分に対して補助金による支援を行っているところでございます。

さらに、利用者の増加に向けた利便性の向上につきましては、交通事業者が取り組むキャッシュレス化などのデジタル化に対しまして、国の交付金を活用して支援を行っております。今年度は観光客が多いエリアなどにおけるクレジットカードタッチ決済の導入などに活用されております。

また、県独自の総合対策補助金による支援で、乗り継ぎ環境の整備としまして、運行状況や到着予定時刻がリアルタイムで表示されるデジタルサイネージが松阪駅に設置されました。

引き続き、地域間幹線の運行に必要な経費の負担軽減に取り組むとともに、利用の増加につながる取組を促進するなど、バス事業者を支援しまして、国、市町と連携しながら、日常生活に不可欠なバス路線の維持を図ってまいり

ます。

[29番 田中祐治議員登壇]

○29番(田中祐治) ありがとうございます。市との役割分担の下、協議を行っているということと、令和7年度の予算は約2億6000万円、そして、令和8年度は約2億9000万円を予定しているという御答弁をいただきました。しっかりと補助のほうも考えていただいているなというふうには思います。

県としての方向性は理解をさせていただきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思います。

幹線バスにつきましては、国の補助要件を満たさずに補助申請ができない路線もあったかというふうに思います。生活路線を守るためには、幹線バスも含めて、地域の路線バスネットワークの維持に支障が出ないような取組も必要ではないかと思います。その点につきまして、地域連携・交通部長の御見解をお伺いいたします。

○地域連携・交通部長(生川哲也) 幹線バス全体のネットワークの維持に関して、県と市町との連携、役割分担についての御質問かと思いますが、県では県内を五つの地域に分けておりまして、毎年、地域ごとに、バス事業者や国、県、市町が一堂に会しまして、各地域の路線バスのネットワークを維持していくための議論を行っております。

具体的には、幹線バスと市町が運行するコミュニティバスとの乗り継ぎの改善でありますとか、立ち寄りのニーズが高い病院等の乗り入れなどをはじめとする運行経路の見直しなどについて、調整を行っているところでございます。その結果の改善例として、昨年度は、東紀州地域におきまして、幹線バスが、これまで停留所がなかった商業施設へ乗り入れたり、コミュニティバスと接続できるよう経路変更を行うなど、路線の見直しに取り組むとともに、乗り継ぎ拠点となる海山バスセンターに、学生等が利用する自習スペースやWi-Fiを完備した待合室を新たに整備しまして、待合環境の改善を行ったりしております。

今後も県が市町としっかり連携しながら、ネットワーク維持に向けた取組

を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。地域とのネットワークで議論を毎年行っているということでございました。市町と連携しながら、これからも進めていただくという理解をさせていただきました。ありがとうございます。

交通空白地の拡大を防ぐとともに、路線バスの維持を県の責任範囲として取り組んでいただくことを申し上げて次に移らせていただきます。

次に、バス事業の担い手確保への支援について伺いをいたします。

松阪、多気、大台、大紀、紀北、尾鷲、熊野、さらに、飯南、飯高といった地域では、路線バスが減れば、生活の選択肢そのものが減ってまいります。そして、止まるのは、路線にとどまらず、地域の未来そのものでもあります。

一方で、現場からは、便を増やしたくても運転士がいない、車があっても整備する人がいない、そういった声が強まっております。

そこで伺いをいたします。深刻化するバス事業の担い手確保は急務だと考えますが、県としてどのように支援をしていくのか、地域連携・交通部長にお伺いをいたします。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） バス運転士不足への支援につきましてお答え申し上げます。

県内のバス運転士の数は、平成30年度の1337人から、令和5年度には1275人へと減少しております。

また、2024年の働き方改革関連法の施行に伴いまして、勤務と勤務の間に11時間以上の休息時間を確保することが基本とされました。これによりまして、いわゆる夜間の便を運行した運転手が翌朝の早朝便を連続して1人で担当できないケースが生じるなど、今まで以上に多くの運転士が必要となる状況が生じておきまして、県内のバス事業者からは、バスの減便にもつながりかねないとの切実な声を直接聞いております。

県では、令和7年3月に策定いたしました三重県人材確保対策推進方針におきまして、交通事業者の運転士確保を位置づけており、関係者と連携して取組を進めているところです。

具体的には、都市部で開催されるバス運転士専門の就職イベントに県内バス事業者と共同で出展いたしまして、移住関係の相談にもワンストップで対応することで、県内での就職につながる取組を昨年度から実施しております。今年度は、東京、大阪に加えまして、新たに名古屋でも出展することで、より多くの求職者にアプローチを図っておるところでございます。

また、第二種運転免許取得の支援や求人イベントの開催など、交通事業者が自ら実施する運転士確保の取組に対しても財政支援をしており、今年度は8事業者に対して補助を予定しております。

バス運転士は、平均年齢が約55歳と高齢化が進んでおります。また、女性の運転士の割合が約2%と極めて低いことも課題となっております。運転士不足を解消し、将来にわたり安定的な運行を続けるには、若者や女性の運転士に御活躍いただくことが重要であると考えております。このため、県では今年度から、誰もが働きやすい職場環境の整備の費用も補助対象に追加いたしまして、女性用トイレの整備などを支援しておるところです。

また、来年度新たに、バス事業者と連携をいたしまして、地元の若者や女性にターゲットを絞ったバス運転士体験会を開催したいと考えております。具体的には、自動車学校内でのバスの運転体験や、バス運転士として既に活躍している若者や女性との座談会などを検討しております。高校生をはじめとした若者や女性に広く周知をいたしまして参加者を募り、バス運転士の仕事を身近に感じ、関心を高めてもらい、県内バス事業者への就職につなげてまいりたいと考えております。

全国的にバス運転士不足が深刻化する中、これまでの取組だけでは運転士不足の解消には十分に至っていないとも考えております。他業種と比較しましても女性の採用が進んでいないなど、環境面の改善もさらに進めていく必要があると考えております。

引き続き、バス事業者としっかりコミュニケーションも取りながら、他県の事例も参考にしつつ、女性や外国人など、誰もが働きやすい職場環境づくりへの支援や、公共交通を担うバス運転士の魅力の発信など、運転士確保の取組を粘り強く進めてまいりたいと考えております。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。担い手は減少しているというお話と、関係者と連携しながらいろんな支援に取り組んでいただいているということで理解いたしました。

そしてまた、平均年齢が約55歳と高齢化、女性が2%と低いというお話の中で、令和8年度は、バス運転士の体験会も開いていただけるということでございます。ぜひともテレビを御覧の方で御興味のあります方は、体験会に御参加をいただければというふうに思います。

最後に要望ですけれども、路線の維持というのを、県民生活のインフラ投資として位置づけて、スピード感を持って取り組んでいただきますことを、強く要望いたしまして、次に移らせていただきます。

次に、Jークレジットの活用についてお伺いいたします。

この件につきましては、昨年10月8日に日沖議員も質問をされておりますが、取組もかなり進んできておりますので、改めてお伺いをいたします。

県におきまして、令和5年3月に改定いたしました三重県地球温暖化対策総合計画に基づき、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指して排出削減に取り組んでいるところでございます。

さらに、令和8年度は、仮称ではありますが、三重県森林由来Jークレジットの推進に関する条例の制定も目指していただいております。

国におきましても、令和8年4月から排出量取引制度が本格的に開始されます。これによって、産業部門における二酸化炭素排出量のさらなる削減とともに、Jークレジットへの取組が期待されているところでございます。

この図は、（パネルを示す）Jークレジットの流れと資金循環を示したものでございます。森林整備などでCO₂を吸収する取組を行い、その成果を

第三者が確認して、CO₂何トン分のクレジットにします。それを企業や自治体が購入し、使った分は登録簿で使用済みと記載して、二重に使われないようにいたします。そして、購入資金が現場に戻り、次の保全や担い手支援へ投資されるという循環となっております。これを県がコーディネートすることで、脱炭素と地域づくりを同時に進めることができます。

そして、県は、図のように「ゼロミッションみえ」プロジェクトの一環として、森林の炭素吸収活動をJ-クレジットとして認証し、企業や自治体のカーボンニュートラルに活用する取組を進めていると承知いたしております。

一方で、J-クレジットは、つくれば終わりではなく、創出し、販売した収益を森林現場へ再投資するまで回って初めて脱炭素と産業振興の両方に効果が現れてまいります。

そこで、3点お伺いいたします。

まず、県内排出量に対する現状と目標についてであります。2022年のデータでは、三重県の二酸化炭素排出量は全国平均とほぼ同水準と認識をしておりますが、人口1人当たりで見ると、年12トンから13トンとなり、全国平均の8トンから9トンよりかなり多い状況となっております。

三重県は、工業県として産業由来の排出が課題であり、削減の努力を最大限進めることが大前提ではありますが、県内排出量と吸収源対策による吸収量の現状と目標について、環境共生局長にお伺いをいたします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、温室効果ガスの排出量と吸収量の現状、目標についてお答えします。

三重県地球温暖化対策総合計画におきましては、温室効果ガス排出量を2030年度までに、基準年度であります2013年度と比べまして47%削減するという目標を掲げ、このうち、森林の保全などの吸収源対策による吸収効果を4%、量にしては95万トンを見込んでおります。

最新のデータである2022年度におきまして、排出量は基準年度から16.4%の削減、このうち、吸収源対策による吸収効果は約3%、量にしまして約74

万トンとなっております。

本県は、産業部門における排出量が全国と比べて高いという特徴があるため、産業部門の取組が重要であり、県においては、自主的な取組をより促進するために、脱炭素経営支援などに取り組んでおります。

また、議員からも御紹介をいただきましたが、国におきましては、令和8年4月から、もう来月からですけれども、産業部門における排出量の削減を目的とした排出量取引制度が開始されることから、J-クレジットの活用も大いに見込まれております。

今後も、脱炭素社会の実現を目指し、県の地球温暖化対策総合計画に基づきまして、排出量削減が着実に進むよう、引き続き取り組んでまいります。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。細かい数字まで御説明をいただきました。次に数字につきまして再質問しようかなというふうに思っていましたけれども、教えていただきまして、ありがとうございます。

このクレジットというのは、やっぱり売り先がなければ、なかなか循環はいたしません。クレジットを新しい財源にするならば、県が責任を持って、透明性と再投資の実績が見える形にする必要があるかというふうに思います。数字がなければ買手は混乱するわけでございますけれども、先ほどの数字で私は納得をさせていただきましたので、もう次のほうに移らせていただきます。

次に、J-クレジット基金の活用についてお伺いをいたします。

2050年のカーボンニュートラルに向け、産業由来排出の削減は大前提ではありますが、森林県である三重県が、森林のCO₂吸収機能に経済的な価値を生み出し、森林整備と林業の活性化につなげていくことは、重要な取組だというふうに思っております。

今定例会議に上程されております県行造林J-クレジット基金の活用については、2月25日の議案質疑で我が会派の市川議員にも取り上げていただきました。農林水産部長の答弁では、令和5年度から名張市の県行造林をモ

デルにJークレジットの創出に取り組み、令和7年12月には県として初めて入札販売を実施し、複数社から応札があったというふうに伺っております。まずは、県が先頭に立って市場との接点をつくっていただいたことは、大いに評価をさせていただきたいと思えます。

また、Jークレジットを販売して得られた収入につきましては、基金に積み立てた上で、県行造林の森林整備やJークレジットの創出費等に活用していく旨のお答えがございました。

そこで伺いをいたします。基金に積み立てる販売収入を、どのような考え方と優先順位で活用されていくのか。森林整備に充当する範囲、Jークレジット創出費用の充当範囲、また、継続が必要となる中で年度をまたぐ計画的な執行をどのように担保されていくのか、県のお考えをお示しいただきたいと思えます。

第二に、継続的創出のためには、現場の担い手確保や施業の実行力が要となってまいります。資金の活用による施業の効率化、作業道の整備、人材確保・育成、再造林や獣害対策など、現場のボトルネックの解消にどこまで踏み込まれるのか、農林水産部長にお伺いをいたします。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、販売収入の活用の考え方や優先順位についてお答え申し上げます。

県行造林で創出したJークレジットは、昨年12月に899トンの入札販売を行い、5者が入札に参加し、うち3者が落札したところでございます。この結果、販売量は180トン、販売額は合計で198トンとなりました。

県行造林において、今後もJークレジットを創出していくためには、森林整備を計画的かつ長期にわたり継続していく必要がございます。こうしたことから、Jークレジットを販売して得られた収入につきましては、基金に積み立てた上で、まずはJークレジットを創出した県行造林の森林整備やJークレジットの創出費用等に活用することとしております。

また、今後の販売収入に応じまして、他の県行造林における森林整備や森

林教育等にも活用したいと考えております。

今回のJークレジットの販売は、県として初めての試みであったこともございまして、購入促進に向けたPRが課題であったと感じておりますので、今後は、より多くの企業が入札に参加いただけるよう、PRにも注力しつつ、引き続きJークレジットの創出と販売を継続し、収入確保に努めてまいります。

なお、御質問いただきました施業の効率化ですとか人材確保・育成、再造林や森林作業道開設など、県内の林業現場が抱える課題への対応につきましては、国の事業ですとか森林環境譲与税など、既存の財源を活用して取り組んでまいります。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。応札のほうも5者の応札があって、3者が落札されたということでございます。非常に順調に進んでいるかなというふうにも思っております。

そして、今後の取組についても御説明をいただきました。このJークレジットというのは、全体から見るとは、決して大きな量ではないというふうに思っております。

しかしながら、削減し切れない分を補完して、森林保全と地域経済の循環につなげる重要な施策でもあろうというふうに思っております。ぜひとも「ゼロエミッションみえ」の実現に向けて、より実効性のある推進と実行計画の強化を求めて、次に移らせていただきます。

次に、小規模所有林が多い三重での集約と制度活用の壁についてお伺いをいたします。

三重県の森林は、県土の約65%を占める一方、小規模の個人所有林が多く、これらを集約してJークレジットの認証に取り組むことに限界を感じております。

小規模所有林の多い地域では、申請、モニタリング等の事務負担、費用負担、担い手不足が壁となり、取組が広がりにくいように思われます。

そこでお伺いをいたします。県として、小規模所有林におけるJークレジット化の推進に向け、どのように支援をされていくのか、農林水産部長の方針をお願いいたします。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、小規模な森林におけるJークレジットの推進についてなんですが、お答えする前にすみません、一つ訂正をさせていただきたいと思うんですが、先ほどのお答えの中で、販売額のところで198万円と申し上げたいところ、198万トンと申し上げてしまって申し訳ございません。万円の間違いでございます。では、小規模の森林における推進の仕方についてお答えいたします。

本県の森林所有の現状は、所有面積が10ヘクタールに満たない森林所有者が全体の96%を占めておりまして、小規模・零細な所有構造となっております。加えまして、山間地域の過疎化などによって、境界や所有者が不明となっている森林が増加しております。

一方で、Jークレジット創出のための審査費用等のコストを販売収入で賄うためには一定規模以上の面積が必要となることから、小規模な森林をまとめる森林の集約化が鍵となってまいります。

境界や所有者が不明となる森林が増加する中で、森林組合や市町が森林の集約化を進めるためには、森林の境界を明確化する取組が不可欠となっております。こうしたことから県では、森林組合や市町による境界明確化の取組が効率的に進むよう、航空レーザ測量の成果や活用ノウハウの提供を通じて支援しているところでございます。

また、森林組合や市町が効率的にJークレジット創出に取り組めるよう、航空レーザ測量成果を活用しまして、CO₂吸収量の多い森林のエリアを判別してホームページで公開しておりまして、順次公開エリアを拡大しているところでございます。

今後は、引き続き、航空レーザ測量成果の提供など森林組合や市町による森林の集約化に資する取組を継続するとともに、令和8年度からは新たに

Jークレジット制度の専門家による相談対応を実施するほか、制度普及に向けて、三重県森林由来Jークレジットの推進に関する条例の制定を検討してまいります。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。一定規模以上の集約が必要ということに対しまして、航空レーザ測量等をして、提供いただくというところでございます。

そしてまた、令和8年度からは専門家による相談も受け付けていただけるということでございますので、これからどんどん進んでいくのかなというふうにも感じているところでございます。

意見として、小規模所有林の最大のネックは、やはり初期投資だということに思います。先ほども説明がありましたけれども、森林環境譲与税を含めて、使える支援メニューを明確化して、市町や森林組合などに使いやすい形で御提示をいただければと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、早生樹を活用した循環型取組についてお伺いをいたします。

耕作放棄地や荒廃農地は、景観の問題だけではなく、獣害の温床化、土砂災害リスクの増加、地域の管理コストの増大など、暮らしの安全にも直結する課題でもあります。しかし、担い手不足、農地転用の難しさが壁となり、荒廃農地は年々広がっております。

こうした中、成長が早く循環利用が可能なセンダンや柳等の早生樹に注目が集まっております。

そこで、早生樹を活用して、荒廃農地の活用と木質資源の利用を結びつけて、地域で循環するモデルづくりを提案したいというふうに思います。

もう民間では既に実証実験に入っているところでございますが、この図は、（パネルを示す）耕作放棄地に早生樹を植えて、木材と副産物を地域で循環させるモデルを示しております。早生樹を育てて、伐採した木材は、キノコ菌床用の原木に約6割、木質バイオマス発電に約4割活用いたします。そし

て、伐採後も切り株から芽が出て再生する萌芽更新で、植え直しすることなく、次へのサイクルへと広がってまいります。

さらに、キノコ生産後の廃菌床は、育林用肥料として戻し、農地再生と脱炭素、地域産業の両立を図る取組でございます。

また、キノコ栽培は、福祉分野と連携するなどの可能性がございます。

そこで、2点、お伺いをさせていただきます。

まず、1点目として、県として早生樹を温暖化対策、森林政策、木質バイオマス燃料の確保、そして、耕作放棄地の対策の観点から、どのように位置づけられておられるのか。

そして、2点目として、農林分野にとどまらず、環境、福祉などの分野に波及させる分野横断の可能性について、農林水産部長にお伺いをいたします。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、早生樹の活用について、また、横への展開の可能性について御答弁申し上げます。

早生樹は、一般の樹種に比べまして早く大きくなる特性から、短期間で資源の循環利用ができる樹種として関心が高まっております。

また、国におきましても、荒廃農地は再び農地として活用することが望ましいものの、農業生産の再開が困難な場合は、早生樹等による計画的な植林も有効な方法とされております。

一方で、樹種によって適した用途が異なっていることや、多くの樹種で育成方法が確立されていないことから、国や県の研究機関や民間事業者において、研究や調査が行われているところでございます。

県においても、センダンやコウヨウザンなどの早生樹の管理方法や育苗のポイントを紹介するリーフレットを作成しまして、林業事業体等への情報提供に努めているところでございます。

また、県としても荒廃農地の活用の面で有効な手法の一つとして捉えているところでございますが、農地への植林は、農地転用を必要とする場合があることから、要望に応じて、周辺農地等への影響も考慮しつつ、転用許可権

限を有する市町と連携して、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

県内における早生樹を活用した取組事例としましては、バイオマス発電事業者による木質チップ不足の解消に向けた早生樹の植栽等の実証、それから、キノコ生産者と福祉作業所との連携による、おが粉不足の解消に向けた早生樹を使った菌床栽培の実証などが行われているところでございます。

早生樹の活用が広がることにより、バイオマス発電事業者の経営安定や菌床原料のおが粉不足の解消による林福連携の機会増大、それから、荒廃農地等の土地の有効利用など、様々な分野の課題解決につながることを期待されております。

今後も、早生樹に関する研究の情報収集や活用用途に応じた情報提供などの取組を進めてまいります。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。県においても、もう既にリーフレット等を作成して情報提供していただいているというふうに理解させていただきました。

また、荒廃農地を再生する手法の一つとして、市町と連携しながら早生樹の活用を提案いただくということでございますけれども、やはり荒廃農地の農地転用を含めて、この伴走は県がやっていただければと思っております。

また、キノコ栽培におきましても、おが粉の話がございました。これがおが粉の不足解消につながることを確認できれば、また活用を提案してまいりたいというふうな答弁だったと思っております。

おが粉に関しましては、今、現場でも実証実験中でございます、この間も見せていただいたんですけども、キノコも順調に大きくなっております。また結果が出て次第、御相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

時間のほうも少なくなってまいりましたので、最後の項目に移らせていただきます。

最後に、動物愛護及び管理等についてお伺いをいたします。

まず、災害時のペットとの避難と飼育困難な猫の対策についてであります。

昨年的一般質問で、災害時のペットとの同行避難・同伴避難の受入れ体制の整備と周知、飼育困難となった猫への行政対応について質問をさせていただきました。あれから1年が経過いたしましたので、前回の答弁に対する進捗状況等について、医療保健部長に2点お伺いをさせていただきます。

まず1点目でございますが、災害時のペットとの避難についてであります。三重県動物愛護推進センター、あすまいるを中心とした啓発、市町担当者向けの研修、連絡会議での呼びかけ、さらに三重県獣医師会との連携や防災訓練を進める旨の御答弁をいただきました。これまでの取組状況についてお伺いいたします。

そしてまた、飼育困難な猫の対策についてであります。昨年の質問では、福祉現場からボランティアへの引取り依頼があり、困っているという実態を踏まえて、行政が窓口として適切に対応すべきではないかとお尋ねさせていただきました。御答弁では終生飼養の原則を基本にしつつ、やむを得ない事由がある場合には引き取ること、そして今後、市町や福祉団体と連携し、指導を行うことが示されました。

そこでお伺いいたします。この1年間の取組及び、実際に飼育困難に関する相談、引取り件数は、昨年度と比較してどう推移したのか、数値をお尋ねいたします。

以上、昨年の答弁が啓発、呼びかけにとどまらず、実際に行動できる体制として形になったのか、医療保健部長に確認させていただきます。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、動物愛護及び管理に対しまして、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、災害時のペットとの避難につきましては、三重県動物愛護推進センター、あすまいるを中心に、防災セミナーの開催、それからホームページでの啓発、県政だよりみえの7月号に特集を組みまして普及啓発を行っており

ます。日頃から、飼い主が備えるべき対策について啓発を行ってきたところでございます。

それから、毎年開催しております市町等防災担当者連絡会議におきまして、市町に対し、ペットの受入れが可能な避難所の設置ですとか、ホームページへの掲載なども呼びかけて、地域住民への周知を働きかけているところでございます。

それからもう一つ、議員から御質問がありました環境省や、あるいは獣医師会との連携につきましては、環境省、市町、三重県獣医師会と連携して、ペットの避難を含めた防災訓練を実施するとともに、市町を対象としました研修会を開催し、令和6年能登半島地震におけるペットとの避難について事例紹介等も行ったところでございます。

引き続きまして、もう一つの飼育困難な猫に関する相談、引取り件数の推移でございますが、飼育困難な猫に関する相談につきましては、令和6年度は延べ86件に対しまして、令和7年度、本年度は2月末時点で延べ90件と増加しております。この中には福祉関係機関からの相談もあることから、保健所では福祉関係機関と連携して、事例において個別訪問なども行っているところでございます。

それから、保健所が相談を受け、やむを得ず引き取った猫の件数でございますが、令和6年度は9匹、本年度は、1月末時点でございますけれども、12匹と、これも増加をしております。

引き続き、終生飼養に関する普及啓発の推進が必要であると考えております。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。いろんな形で啓発をしていたというのをよく理解させていただきました。

また、市町に対しましても周知をしているところですのでということでございますので、今は途中かなというふうに思いますけれども、しっかりと啓発のほうをお願いしたいと思います。

今の御答弁で大体の取組は理解させていただきました。

ただ、この呼びかけだけでは、なかなか実施がされないというふうに思います。だから、行動できるように落とし込めたかどうか、まだ疑問に感じているところでもあります。

また、引取りに関しましても、市町や福祉関係団体に1年間指導してきたにもかかわらず、先ほどの御答弁では、微増ではございますけれども、相談件数、引取り件数とも増加しているというような状況でございますので、まだまだ浸透し切れていないのではないかとというふうに思いますので、引き続き、しっかりと浸透させていただきたいと思えます。

さらに周知の徹底に取り組んでいただいて、ボランティアの皆さん方の負担をできるだけ少なくしていただきますようお願いを申し上げ、次に移らせていただきます。

次に、TNR事業の課題についてお伺いいたします。

猫の問題というのは、単に好き嫌いではなく、生活環境、衛生、そして動物福祉が絡む地域課題でもございます。このようなことから本県では、TNR事業をはじめとする動物愛護施策を、人と動物が共生する社会の実現を目的に進めております。

この図は、（パネルを示す）TNR・地域猫活動を進めて、地域のトラブルを減らすという全体像でございます。

TNR事業は、中央の図のように、捕獲器などで飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い元の場所に戻すトラップ・ニューター・リターンを略した言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を制限し、殺処分される猫を減らすのに最も有効な手段だと考えられております。

一方、図の左にあるように、現場では合意形成、ルールの不統一、費用や担い手の負担が課題となっております。

右の図は、県は市町・団体と連携し、給餌・排せつ管理・捕獲支援と標準手順の整備を進めるべきで、特に下段の誤捕獲防止策を早急に明確化する必要がございます。

しかし、取組が進めば進むほど、現場ではいろんな課題が見えてまいります。

そこで、3点お伺いいたします。

まず、捕獲器の貸出しと安全配慮についてであります。捕獲器は、取扱いを誤れば、猫の長時間拘束や健康被害、さらには、遺棄、虐待につながる危険性の高い器具でもございます。

捕獲器の貸出し時期については、本来、手術直前の捕獲が原則であるにもかかわらず、実態としては数日前、場合によっては1週間以上前から貸し出され、結果として猫が長時間拘束される事例が確認されているようであります。

こうした長期拘束が脱水症状や疾病、強いストレスを引き起こす危険性があることを県はどのように認識されておられるのか。

また、捕獲器の使用時の安全確保にどのように取り組んでいるのか、医療保健部長にお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） TNR事業の課題について、確かに議員がおっしゃいますように捕獲器による捕獲後の長期拘束につきましては、猫の健康被害につながる可能性があるため、ストレスを与えないように捕獲器の設置は短期間とするとともに、捕獲後には、適正な環境のもとで飼養し、給餌・給水を欠かさないことが必要であると私どもも認識をしております。

そのため、具体的な捕獲器の設置時期につきましては、捕獲した後に不妊・去勢手術をすることになりますけれども、その術前の健康観察や準備にやっぱり1日か2日はかかりますので、手術日のおおむね2日前が適切であると、このように考えております。

このため、TNR活動を行います自治会やボランティア団体等に捕獲器を貸し出す際には、手術日のおおむね2日前に捕獲器を設置することに加えて、捕獲器の安全な取扱いの方法や設置場所、必要な給餌・給水等の猫の生態について指導した上で、適切に取り扱える方に貸し出すこととしているところで

ございます。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。手術の2日前が適切であるというお答えをいただきました。これで改善をしていただけるのではないかなと期待もさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今の御答弁を聞いておまして、この問題意識は共有できたかというふうに思います。

しかしながら、捕獲器というのは、貸せば終わりではなく、どういう使い方をされているのか、毎回とは申し上げませんが、時折現地へ行って、使用方法等を御確認いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、2点目として、飼い猫の誤保護についてお伺ひいたします。

TNR事業は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の課題の解決につなげる重要な取組である一方、現場では、捕獲された猫が飼い主のいない猫なのか、飼い猫なのか、判断が難しいケースが少なくありません。

そこでお伺ひいたします。県として、TNR事業における誤保護リスクを低減するため、捕獲前の事前告知を運用として位置づけ、市町や実施団体と連携して告知内容の標準化を図る必要があると考えますが、医療保健部長の御見解をお伺ひいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） TNR活動につきましては、二つありまして、県が直接実施する場合と、それから自治会やボランティア団体が独自に活動する場合がございます。

県が実施する際には、飼い猫を誤って捕獲することのないよう、捕獲を実施する地域住民の皆さんへ事前告知チラシを配布しているところでございます。

自治会やボランティア団体が独自に活動する場合においても、捕獲器を貸し出す際に事前の告知を徹底するように助言・指導を行っているところでござ

ございます。

県が実施する事前告知のチラシには、飼い主の方々へ、例えば首輪ですとか迷子札などをつけてください、飼い猫を屋外に出さないようにしてくださいなどといったお願いを掲載しているところでございます。

一方で、自治会等が独自に活動する場合においては、事前告知についてもそれぞれが行っているということで、内容に違いが生じる可能性もありますので、議員から御指摘がありましたように告知内容の標準化が必要ではないかなと考えております。そのため、告知チラシの統一様式を作成するなど、TNR活動における飼い猫の誤保護リスクの低減に取り組んでまいりたいと考えております。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。

事前告知をしていただいているということでございますけれども、事前告知をしていただいているにもかかわらず、誤保護が発生している状況でございます。

この誤保護が起きるたびに、TNR事業そのものへの信頼が一気に失われているんだろうなと思います。だからこそ、誤保護を防ぐために、この手順を早急に制度として標準化していただくことをお願い申し上げたいというふうに思いますが、それは、いつ頃までにできますか、お伺いします。

○医療保健部長（松浦元哉） これから取り組みますので、できるだけ早期に標準化を図っていきたいと考えております。

なお、万が一、捕獲後に首輪等の装着により、飼い猫を誤って捕獲したことが判明した場合でも、その場で開放することを徹底しております。そのため、県が実施するTNR活動におきましては、活動開始以降、誤って飼い猫に手術を施したという事例は発生しておりませんので、その点についても付け加えておきたいと思っております。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。早急にやっていただくという

ことでございますので、早急にもいろいろ解釈の仕方が違うと思うんですけども、ぜひとも令和8年度中にはお願いしたいなというふうに思います。

そして、誤保護もあるとはお伺いしましたがけれども、手術までには至っていないということでございますので、事前に食い止められているんだなと思います。

そして、最後になりますけれども、地域猫活動のトラブル抑止に向けた県の支援策についてであります。本県が進めるTNR事業は、地域との合意形成の難しさ、ルール之不統一、費用や担い手の負担などから、地域住民の理解が得られないなどの課題が残されております。

昨年の質問でも、TNR活動及びTNR後の地域での飼育管理や地域猫活動に対する理解促進に県としてどのように取り組んでいくのかを質問させていただきましたところ、御答弁では、地域猫活動について、県民の皆さんに広く理解していただくことが重要であり、県ホームページやリーフレット等で周知を検討いただくという答弁がございました。

現場の実態を踏まえると、県として、トラブル抑止に向けて、合意形成のための支援を行う必要があると思っておりますが、医療保健部長の御見解をお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 地域猫活動における地域でのトラブル抑止に向けた県の取組でございますが、県では、飼い主のいない猫の減少に向けまして、平成29年から令和7年12月末までに1万397匹の不妊・去勢手術を行ってまいりました。この手術を行うことで子猫は生まれませんので、飼い主のいない猫の数は減少していくということでございますが、その一代限りの猫はまた地域に戻りますので、猫による地域の問題は、すぐに解決できるものではないと考えております。そのため、地域住民が合意の上で餌を与える時間や場所、あるいはトイレの設置や掃除など、一定のルールを定めて猫を見守り、管理していく地域猫活動の取組を進めていくことが重要であると考えて、その普及啓発を行っているところでございます。

具体的には、そういった理解促進に向けて、県では、その重要性についてホームページに掲載するとともに、啓発リーフレットを保健所等において広く配布しております。

今後は、そういった啓発がより分かりやすいように、啓発資材や県のホームページ、周知・啓発の内容を工夫していきたいと考えております。

さらに、自治会等から要請があれば、地域住民の合意形成に向けて、保健所から住民等に対して、TNR活動や地域猫活動についての御説明も行ってまいりたいと考えております。

〔29番 田中祐治議員登壇〕

○29番（田中祐治） ありがとうございます。TNR活動によって多くの成果が出ているというふうに理解させていただきました。

しかしながら、私もTNRに関わってまだ5年ほどしかたっていないわけでございますけれども、このTNR活動というのは、給餌者と地域の分断があるところもあるように感じさせていただいております。県として、対立を生まないためにも、もう現場任せにせず、理解促進の手順の表示や給餌と排せつ管理の支援メニューの創設が必要だというふうに思っております。そして、この成果を苦情件数等で数字に表していただいて、見える化して、県内での横断展開を図っていただくことを強く要望したいと思います。

皆さん方の御協力をいただいたおかげで何とか時間内に収めることができました。知事に答弁していただくまでの時間がございませんので、もう少しちょっとお話をさせていただきますと、先ほど申し上げましたように、私はTNR活動に携わって5年ほどしかたっていないわけですがけれども、どこの地域へ行っても、なかなかTNR活動への理解がされていないところが多いというふうに感じております。多分、この中にも、TNRって何なんやってみられる方もたくさんおみえになるんじゃないかと思うわけでございますけれども、やはり本来でしたら、TNR活動というのは地域の方がやるべきで、ボランティアの方がやるべき仕事ではないというふうに思います。できましたら、もうボランティアがしなくても地域でやっていただけるような仕組み

づくりにしっかりと取り組んでいただきますことをお願い申し上げ、時間が参りましたので終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。
午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

- 副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。28番 藤田宜三議員。

〔28番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

- 28番（藤田宜三） 令和7年度の最終の一般質問日の最後の一般質問になりました。鈴鹿市選挙区選出の藤田宜三でございます。あと1時間、皆さんにお付き合いをいただきたいと思います。私も、これ、最後まで行けるかちょっと心配なんですけれども、頑張って質問させていただきたいと思いますので、よろしく御回答をお願いします。

まず、はじめに、1月3日にアメリカが軍事作戦によってベネズエラの大統領を拘束する、そして、先日の2月28日にはイランに対してイスラエルと共に大規模な爆撃を行ったと、非常に世界情勢が大きな変化をしております。それによって、石油の輸入を中東に頼っている日本にとっては、本当に、恐らく皆さんも御存じだと思いますけれども、ガソリンの値段が急に上がってまいりました。その影響が出てくるんだろうというふうに思っています。

4年前の2022年には、ロシアがウクライナへ侵攻する、あの穀倉地帯へ

行ったということで、穀物の移動ができなくなった、値段が上がった。そして、それは私どもの生活、食料品の値段に影響した、こういう状況でございます。日本がいかに世界と深く関わっているかということを感じたと思っております。

そういう大きな世界情勢の変化の中で、日本の、そして三重県の農業政策、これは最近、食料安全保障という言葉がいろんなところで語られるようになってきた。そういう意味も含めて、大きな農政の転換点に来ているのではないかということでございますので、今回、知事と農林水産部長に、この農業政策について議論させていただきたい、そんなふうに思っております。

まず、はじめに、先般といいますか今年の10月に、知事が三重の未来農業ビジョンというものをつくるとおっしゃった話で、どういう内容ですかという話をさせていただいたんですけども、残念ながら時間が足りなくて議論がしっかりできなかった、そんなふうに私は思っていますので、ぜひとも一見知事の三重の未来農業ビジョンについてももう少しお話をお聞かせいただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 冒頭、議員から、イランでの紛争についてのお話をいただきました。国にとって安全保障というのは非常に重要でありまして、食料安全保障もそうです。今、ホルムズ海峡の奥のペルシャ湾に日本の関係する船が44隻でしょうか、そして、外国の方も日本の船に乗り組んでいただいていますので、外国の方に働いていただくのは大事だということの証左でもあるんですけど、日本人も乗組員として、24名と言われてはいますが、閉じ込められているということでございました。これらの対応は、しっかりと政府にやってもらわなきゃいけません。

そして今、賃金は上がり、金利も上がり、ようやく普通の経済状態になりつつあるところではありますが、金利が上がっていくと物価が下がっていかんのですけど、しかしながら日本は人口減でなかなか物価が下がらないんじゃないか、円が強くなっていかないんじゃないか。そこに加えてイラン

の紛争があるものでございますから、先ほど議員がおっしゃったように、石油価格が上がっていった物価が上がっていくと、苦しむ人が出てきます。年金生活者であり、そして、ひとり親世帯などの所得の低い人、ここへの目配りを我々は忘れてはいけないというふうに思っております。

食料安全保障に関する農業の施策でございます。

まず、国の食料・農業・農村基本法及び基本計画を受けて、去年の10月に県議会で条例を可決していただきました。そして、それを受ける形になりますけれども、私たちも基本的な計画を去年の12月に議会とも相談をさせていただいて、策定をさせていただいたものでございます。

農業ビジョンにつきましては、これは去年の5月から三重県農業の将来を考える懇話会というのを開催させていただいて、先ほどの条例や計画よりもちょっと現場に即した、即物的というのかもしれませんが、本県ではなかなか今まで手がつけていられなくて、そうやけど、ほかの県でやっておられるAIなどを使った技術革新であるとか、あるいは乾田直播、節水型の稲作、こういったものを取り入れられないかという、先進的なものを議論しようということでやらせていただいているものです。

ただ当然ですけど、条例とか、あるいは計画を下敷きにしながら、新しく三重県で取り組めるものはないかということも議論するものでございまして、乾田直播につきましては、実は三重県で議論をし始めて、国のほうでも、後追いの形になりますけど、必要だねという議論になりまして、三重県でも実は上程させていただいている来年度予算の中に入れておりますし、国も来年度当初予算で、今、国会で議論されていますが、そこで乾田直播を広めていこうということで、同じような方向になって、三重県がある程度先導できてよかったかなと思っております。

先ほど申し上げました農業ビジョンにつきましては、データに基づいて、そして即物的な部分でありますけれども議論をして、20年とか30年先の農業の未来像からバックキャストिंगして、どういうものができるのか、どういものが三重県にフィットするのか、それをやっていこうと考えているも

のでございます。

現在、稲作についてのビジョンを議論していきまして、これを令和8年度中にお示しさせていただきたいなと思っておりますが、当然、その前に議会の皆さんとは議論をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

さらに、次には、園芸や野菜について、今かなり北部も、そして中部も南部も、例えばトマトとかイチゴとかに力を入れておられるところがございます。そういったことが三重県で何かできないのかということも議論をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

農業は、農業そのものでも大事ですし、それから三重県がこれから打って立ってこうとしている観光に、食という意味でも非常に重要なものがございますので、本県の農業をより力強いものにしていくということで、議員の皆様方のお知恵をお借りしながら考えていきたいと思っております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） ありがとうございます。

私はこの未来農業ビジョンというのを、もっと大きな、20年、30年後の三重県の農業の形をある程度示したいということかなと、ですから、今回つくっていただいた条例や基本計画の上に位置するのかなというふうに理解しておったんですけども、ちょっとニュアンスが違うなということが分かりました。とにかく、未来の三重県でこういう具体的なことをやっていけたらいいなということを、現場の皆さんや研究者の皆さんを含めて、提案してこうというふうに理解させていただきます。

そうなりますと、やっぱり条例、そして三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画が重要やなというのが分かってきましたので、このことについてちょっと議論させていただきたいなというふうに思っております。

これは、平成24年の3月にまず策定されていきまして、それをどんどんどん改定されて、今回が4度目ということでございます。それは、条例が変わったということで新しくつくり変えられたということだろうと思ってい

ます。

三重県は本当に細長い県でございまして、沿岸部に近い平野部から、内陸部を中心とした急斜地で小規模な圃場が多く存在する、いわゆる中山間地域と呼ばれる地域があって、平野部と中山間地域とでは明らかに条件が違う。これについては、先般の藤根議員、そしてもっと前には青木議員、辻内議員が中山間農業をどうしていくんだというお話をこの場でお伺いしておったというふうに思います。

調べました。中山間地域というのは、本県の総面積の約59%、約6割を占めております。耕地面積で行くと残念ながら約27%で、農業者の方は約4割が住んでみえると。耕地面積が27%ということは、約4分の1のところには農家の皆さんが4割居住をしておるといふ状況だそうでございます。

平野部に行きますと、耕地面積が先ほどの残りの約4分の3あって、農業者の約6割がそこで住んでおると。先ほど申し上げたように、異なった条件の地域が、食料の安定供給を図っていく上で非常に大きな働きをしておるんだと。その中で、この基本計画を立てていただいたと思います。

先般の議員の皆さんからの質問の中にあっただんですけども、農村そのものが非常に大きく変わってきておると。かなり高い割合で、以前農業をやっていた方がどんどん辞めていかれた。もうからないから辞めるんですよ、経営が成り立たないから辞めていかれた。やっている方が少なくなって、そこに、政策的にも耕地を集約していくと、こういう流れになってきておるんですけれども、その農村を活性化していくという条例であり基本計画であります。

変わってきた農村に対する考え方、捉え方、位置づけ、この辺のところを県はどういうふうに考えて、この基本計画を立てているのか、まず、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、農村の考え方、それから農村の活性化の取組などについて御答弁申し上げます。

三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例では、基本理念におきまして、農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、農業の持続的な発展の基盤であることから、農村の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られることが重要である旨を記述しております。

農村の活性化に向けて、県では、農業や農村の振興に向けた地域の取組を支援するため、地域資源を生かし、集落や産地の持続的な成長を目指す地域活性化プランの策定を促すとともに、市町やJ A、普及センターなどが連携しながら、その実践を支援しております。これまでに614件のプランが策定され、地域の特産品として期待される新規作物の作付や加工品づくりなどが取り組まれております。

具体的には、酒米の神の穂の地域農業者が連携した生産と大規模商業施設での日本酒の販売、エゴマの新たな産地づくりや6次産業化によるエゴマ油の商品化と地域特産品としての販売、耕作放棄地対策と併せてショウガなどの新規作物の導入などの取組が、所得の向上や雇用の創出につながっております。

また、交流人口の拡大にもつながる県の取組としまして、農家レストランや地域産物の加工・販売など、多様な地域資源を活用したビジネスの創出支援、訪日外国人や企業等に満足度の高い体験型プログラムを提供できるよう、農泊に取り組む事業者への支援、イベントの開催やウェブ、情報誌の活用などによる効果的な農山漁村の魅力を伝える情報発信などに取り組んでおります。

今後とも、地域活性化プランの推進や交流人口の拡大など、農村の活性化に向けた各集落や地域の活動を、市町やJ Aなどの関係機関と連携しながら積極的に支援してまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 今、活性化プランという話が出ましたので、ちょっと調べました。これが、（パネルを示す）先ほど、部長がお答えいただいた614の軌跡でございます。15年間で614の活性化プランをつくって、農村の活性

化を果たしてきたということでございます。いろんな形で、平野部の農村、それから中山間部の農村に対して関わりを持っていただいております、力を注いでいただいておりますというのがこの数字を見れば分かるのは分かるんですが、では、三重県全体の農地、耕地の中で、この614の活性化プランが、どの程度カバーされているのか。やはり私は、これから先基本計画をつくっていただいて、進めていく上で、ぜひともその辺のところのカバーをしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

例えば、この対象になる地域が700地域の中の614なのか、あるいは、2000地区のいわゆる農村地域があるんだと、その中の614なのか、そういう面的な、量的な検証も私はやっていただきたいなというふうに思います。そういうことで全体を上げていくことが必要なのではないかと考えております。

それと、基本計画を読ませていただいて、農業政策を、農業政策の中のいわゆる産業としての政策と、先ほどおっしゃられた農村という捉え方を含めての地域政策という両面で進めていくというふうに、私は今の御答弁を取ったんですけども、先ほど冒頭に申し上げた、生産条件が大きく変わっているとところでは、このバランスであったり、あるいは捉え方であったりが大きく違ってくると思うわけでございます。そういうことであれば、この基本計画の中にそのような考え方や捉え方、項目別というようなことをもっと分かりやすく書いていただけたらなというふうに私は考えております。

それを検証していく上での指標も考えていく必要があるのではないかと。共同でやって、農地の多面的機能の事業があらうかと思っておりますけれども、その事業でやっているような、例えば、草刈りの度合いであるとか、あるいはそこでやられた行事の内容であるとか、そういうものを点数化するのかどうかは分かりませんが、いわゆる地域政策を検証できるという指標があってもいいのではないかなと思います。要望に代えさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、今、農村についてお話をお伺いしましたけれども、農業の振興という視点でお伺いしたいというふうに思います。

冒頭にも申し上げたように、国際紛争の勃発、世界人口の増加、こういう背景の中で自給をどのように捉えていくのか。特に、先般の米不足で米の値段が上がったというような状況もございますので、読ませていただくと、農産物の生産を拡大していくんだ、その拡大によって自給率を向上させていくというふうに書かれております。

この基本計画における、振興という視点から見たときの主な取組をお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（枅屋典子） それでは、基本計画における農業振興の主な取組について御説明を申し上げます。

三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画では、特に注力する取組としまして、農産物の自給力の強化、人口減少下における農業労働力の確保、環境と調和した農業の実現を設定しております。

農産物の自給力の強化に向けましては、米、小麦、大豆、野菜、果樹、伊勢茶、各品目の生産に関する新たな目標を設定し、省力化や効率化に向けたスマート農業技術をはじめ、新技術の導入支援や技術導入に適した基盤整備の推進、それから夏季の高温など、気候変動に対応した新品種の導入や栽培管理方法の普及などに取り組んでまいります。

人口減少下における農業労働力の確保に向けましては、県内全ての市町で策定されました地域計画のブラッシュアップに向けまして、県の各事務所に設置した農地中間管理事業推進チームによる地域の合意形成をサポートすることで、担い手の確保・育成と農地の集積・集約化を加速してまいります。

また、新規就農者の育成とともに、経営発展の各段階に応じたきめ細かなサポート、障がい者、女性、若者など、多様な人材の参画を進めてまいります。

環境と調和した農業の実現では、環境保全型農業技術の導入ですとか、有機農業など、環境への負荷を低減する生産活動を推進するとともに、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮に向けて取り組む地域の共同活動を支援してまいります。

農業者やJA、市町、関係団体などが一体となって注力する取組をはじめ、基本計画に基づく取組を着実に進めていくことで、農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 御答弁いただきました。基本計画に書いてあることをそのままお話しをいただいたと、こんなふうに私は感じました。

いろんな計画を書いていた、それを具体的にどんなふう実践していくのかな、そんな思いをしながら基本計画を読ませていただきました。

全部をここで議論するわけにいきませんので、三重県の耕地面積の4分の3は水田でございますので、水田についてもう少し突っ込んだお話をしたいなと思います。

今回の基本計画で一番前に出てきたなというのが、生産力を上げる、生産を増やす。物すごいチャレンジングだなというふうに思うのは、食料自給率を上げるんですということまで書いていただいたので、この辺のことを、ちょっと水田のところのお話をお伺いしたいなと思っております。

水田というのは、2000年以上同じ田んぼで同じ作物を作ってきた、作れる技術を我々は持つておるといってございまして、その水田を使って、現在は、米、麦、大豆の2年間の輪作というやり方を推奨してやってこれております。

その中で、この3種類は現在、83.2%の自給率があると計画に書いてありました。それを105%まで上げるんですよという目標を掲げられた。それを裏づけるための米の自給率は現在125.4%ですよ、それを10年後に148.8%まで上げるという計画を立てていらっしゃる。確かに、今は米の値段が上がっていますから、農家の皆さんは米を作ることは意欲的ではありますが、148.8%まで上げる計画について、具体的にどんなふうやっていくのか。逆に言えば、この計画の内容について、ちょっと申し訳ないけれどもお伺いしたいと思います。

○農林水産部長（柘屋典子） 基本計画において、米の自給率をどのように上

げていくのかという御質問をいただきました。

米の自給率向上の考え方につきましては、現状の作付面積である2万5200ヘクタールを維持する前提としまして、単位面積当たりの収穫量を増加させることで、県内の米の生産量を約14万トンに、約1.8万トン増としていきたいと考えております。

先ほどの答弁をいたしました取組を進めるとともに、米の収穫量の増加に向けましては、単位面積当たりの収量が多い品種の作付拡大、地球温暖化が進んでも収量や品質が低下しない品種、高温耐性品種の作付拡大、それから1回の田植で2回収穫する再生二期作などの新技術の導入などを想定しております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 何万トン増やすとおっしゃいましたか。ちょっと僕、聞き落としたんですが。

○農林水産部長（柘屋典子） 約1.8万トン増やして、合計約14万トンとしているところでございます。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 分かりました。約1.8万トンを増やすと。これは、高温耐性の品種や多収品種と、それから再生二期作を増やすことによってやっていくんだということですが、これはどれぐらいの面積を想定されていますか。恐らく、計算された根拠があるかと思いますが。

○農林水産部長（柘屋典子） 多収品種の作付と高温耐性品種の作付を合わせまして、全体の作付面積の3割程度、それから再生二期作の実施面積も全体作付面積の3割程度とすることで目標を達成できると想定しております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 分かりました。ぜひこれを実現していただきたい。この数字をいただきましたので、この後、どんなふうに進んでいくかというチェックができるのかなと思います。ぜひともこの目標に近づけていただきたいと思います。

それと知事がよくおっしゃられている乾田直播栽培ですけれども、実は、水田というのは、先ほど申し上げたように、水が入ってくるということで連作が可能なんです。だから、この辺のところも実験されるに当たってはぜひとも考慮に入れて、新しいやり方を確立していただきたいと思います。

では、次に行きます。

同じこの計画の中で、市場の活性化ということが新たに書き込まれておりまして、人口減少による消費量の減少や、産地と小売業者の直接取引というのがどんどんどんどん増えてきておりまして、特にインターネット販売なんかが生産者の中でやり始められております。

しかしながら、農産物の流通というのは、三重県地方卸売市場における取扱量や額は、先ほどの流れの中で減少傾向にあると、そんな中なんですけど、一方、三重県の北勢地方卸売市場では、実は取扱額が伸びておるということでございます。

ちょっとあれが遅れて掲載できませんけれども、こんな表になっておりまして、(パネルを示す)片一方は減っているんですが、片一方は伸びているんですね。この辺の状況をぜひとも考えていただくというか、こんなことも頭に入れながら卸売市場を活性化していくということで、今、考えてみえる卸売市場の活性化についての御意見を伺いたいと思います。

○農林水産部長(柘屋典子) 卸売市場の活性化についてお答えいたします。

県内の地方卸売市場は、先ほども御紹介いただきましたように流通の多様化などに伴いまして、取扱量が減少するなど、厳しい環境に置かれておりますが、県産農水産物をはじめ、県民への安全・安心な食料供給の重要拠点であり、その活性化が必要であるとの思いから、今回、条例改正に当たって新たな規定をさせていただきました。

これまで県では、県内の主要市場である北勢地方卸売市場、それから三重県地方卸売市場、伊勢志摩総合地方卸売市場の関係者と共に三重県卸売市場連絡会議を開催いたしまして、各市場の現状や課題などについての聞き取りや卸売市場に関係する様々な情報の交換を行って、活性化に向けた検討など

を行ってまいりました。

こうした中で、令和8年度は新たに他県の卸売市場における取組事例を調査したいと考えております。

例えば、地元生産者などに県産農水産物の出荷を促すことで、地産地消や生産拡大の促進につながる取組、仕入れや輸送の共同化など、物流の効率化に向けた事業者間の連携の取組、それから市場の認知度向上や親しまれる市場づくりに向けたイベントなどを開催する取組など、市場の活性化に関する先進事例を調査してまいりたいと考えております。

今後は、そうした調査結果も活用しながら、連絡会議の場で情報共有や意見交換を行うことなどにより、県内地方卸売市場の活性化が図られるよう、市場関係者と共に取り組んでまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 御答弁いただきました。

実は、北勢地方卸売市場でも売上げは伸びてはいるんですが、入荷量が減っていることは間違いないので、今、部長が答弁いただいた内容を、やっぱり前向きに、前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。

現在、北勢地方卸売市場においては、老朽化しているという中で、いわゆる新設といいますか施設の建て替えを検討されているという状況でもありますので、先ほどの横のつながりを深めながら、県もこの問題にはぜひとも関わっていただきたい、連携の中で卸売市場の活性化を検討いただきたい、こんなふうに思います。

今までは、基本計画の中で気のついたことの質問をさせていただきました。

続いては、農業研究所について、ちょっとお話をお伺いしたいというふうに思います。

先ほどお話しいただいたスマート農業技術であったり、AIを使った新たな技術の開発など、また、これまでになかった形質や病害への耐性を持つ新たな品種の育成など、驚異的な勢いで技術革新が進んでいるのは、農業の世界でも同じでございます。

農業研究所では、こうした新技術、新品種の本県への導入に重要な役割を果たしていただいておりますし、また、資材高騰への対応として、コスト削減、労働力不足に対しての省力化など、本県の現場の課題解決に向けた研究開発などにも精力的に取り組んでいただいていると思っております。

こうした中、令和8年度から新たな条例、基本計画の下、取組が進められていくこととなりますが、農業研究所ではどのような方針で研究に取り組んでいかれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔枅屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枅屋典子） それでは、新しい条例、基本計画の中での農業研究所の研究方針についてお答えいたします。

農業研究所は、社会情勢の変化や農業者の多様なニーズなどを踏まえつつ、生産現場において直面する様々な課題の解決につなげるため、生産性や品質の向上に向けた研究開発などを行っております。

近年の研究成果としましては、高温に強いお米、三重23号、結びの神ですとか、味と香りに優れたイチゴ、うた乃などの新品種の開発、それから小麦の収量向上につながる水田の排水対策技術、あるいは温暖化に起因するミカンの日焼けを防ぐ技術の開発などがございます。

今後は、さらに新しい基本計画に基づきまして、稲作での画期的な省力化や低コスト化の実現につながる栽培技術ですとか、さらに温暖化が進んでも収穫量、品質が低下しない米やイチゴなどの品種、熟練者の栽培ノウハウが見える化し、技術の早期習得を支援するシステム、それから米やお茶などの栽培におきまして、化学肥料や農薬の使用量の削減を可能にする新しい農業用資材などの開発に特に注力して取り組んでまいります。

加えまして、効率的に成果を生み出し、生産現場への効果的な実装を図ることを目的として、農業者をはじめ、新しい技術や知見を有する大学などの研究機関や民間企業との連携推進、それから、生産現場のニーズに的確に応えるための研究と普及のさらなる連携強化などを進めてまいります。

また、高度な知識や挑戦意欲を持ち、普及や行政と連携し成果を創出でき

る人材や、研究成果を農業者に分かりやすく発信できる人材などの育成にも力を入れてまいります。

今後とも、現場の課題解決につながる研究開発や試験研究機能の強化を進めまして、三重県農業の発展につながるよう取り組んでまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 御答弁いただきまして、今、お話しいただいたのは、なるほどなるほど、そのとおり、そのとおりやなというふうに思ってお伺いしておったんですけれども、知事もおっしゃったように、非常に大きな転換期ですよという話ですので、今回、基本方針が新しくなった、食料自給率を上げていく、品質を上げていくというような方針を出されているわけですので、その辺のところについて、この後、新しい研究方針が出されるというふうに思いますけれども、この基本方針をやっぴりきっちり読み解いていただいて、研究機関も対応していただきたいなというふうに思っているところでございます。

実際、やっていく上で予算の問題もあって、施設や機械を整備していかないと駄目な話でありますし、実際の研究費に関しても、ちゃんと担保されなければならないというふうに思っております。

予算の状況を見せてもらいましたけれども、機械や装置については、知事が代わってからちょっと増えているなど、年数的にはそんなふうな数字にはなっておりましたけれども、やっぱり先ほどおっしゃられたように民間との協力、それから高等教育機関との連携、この辺のところもぜひともやっていただいて、研究を進めていただきたいと思います。

建物なんですけれども、昭和45年に建てられたそうでございます。こんな本館の建て替えなんていうのは、言ってすぐできるものではありませんので、そうですね、知事、予算がすごいですから、その検討をもう始めていく時期だろうというふうに思っています。工業研究所も建て替えが進んでいることですので、農業研究所の建て替えも頭の中に置いていただいて、ぜひとも検討していただきたいということを付け加えさせていただきたいと

思います。

次に、農業改良普及センターについて、ちょっとお伺いしたいなと思っております。時間がもうありませんので頑張っていきます。

農業改良普及センターというのは、農業改良普及指導員という方が農業現場と行政と研究機関をつないでいくという立場の施設でございまして、私も実は、前職は花の生産者でございまして、仲間と一緒にになって国の事業を受けてやったという経験があります。そのときに寄り添っていただいたのは、農業改良普及指導員の皆さんでありました。理論的な武装であったり、県の職員と、予算をくださいというやり取りをせんならんので、そういうことをやっていただいております。

普及活動基本計画というものがあって、基本的にそれに沿って普及活動をやっていただいておりますけれども、令和8年度はその計画の見直しを行っていく時期に当たっているというふうに思っておりますが、令和8年度に新たに策定する普及活動基本計画について、当然、この条例、それに基づいた基本計画に基づいて、恐らく普及活動基本計画というのはつくられるんだと思うんですが、その方針についてのお話をお伺いしたいと思います。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、農業改良普及活動基本計画について御答弁申し上げます。

三重県農業改良普及活動基本計画は、農業の持続的な発展を図ることを目的に、普及指導員が農業者に直に接して、農業に関する生産技術や経営の指導を行うための、具体的な目標と活動内容を定める計画でございます。

令和7年度に三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例及び条例に基づく基本計画を改定したことや、農業・農村を取り巻く環境の変化などを踏まえまして、令和8年度に普及計画の見直しを行うこととしております。

次期計画につきましては、基本計画の四つの基本方針に即した内容とする

とともに、基本計画の改定のポイントである農産物の生産拡大や食料自給率の向上の実現に向け、農業現場の視点から、課題解決に向けた具体的な普及活動の方向性について定めることとしております。

次期計画の策定に向けた具体的な方針につきましては、農産物の生産拡大に向けて、稲、麦、大豆や野菜などの品質向上を図るための栽培技術の速やかな現場実装ですとか、気候変動に対応する新たな品種導入への理解促進など、生産現場に寄り添って対応していくほか、環境負荷の低減につながる栽培体系への転換に向けた支援などにも取り組んでまいります。

また、生産拡大を支える力強い農業構造の確立に向けまして、経営体の規模拡大ですとか、法人化を促進するためのセミナーの開催やベンチマーキングの企画運営など、農業者に意欲や関心を高めていただけるような普及活動を展開していきたいと考えております。

さらに、農村の活性化に向けて、地域の自然や食文化など、地域資源を活用したビジネス創出への支援や、野生鳥獣による農作物被害への対策技術の導入支援などにしっかりと取り組んでまいります。

こうした計画に基づく普及活動を担う普及指導員は、専門的な知識の普及や関係者との合意形成を図るコーディネート能力が求められるなど、人と人とのつながりを基本に、農業者や地域の取組に寄り添った活動が求められております。

このため、普及指導員の専門的知識の習得や資質向上は大変重要と考えておりまして、国の研修機関や県の農業研究所などと連携し、計画的かつ継続的な研修に努め、世代交代を円滑に行いながら、普及指導力の維持向上を図ってまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） お話をお伺いしておりまして、農業改良普及指導員が果たす役割というのが非常に重たいなというふうに聞かせていただきました。行政がつくった一つの方向性、計画を具体的に進めていく。その上で、研究所が開発した新しい技術、品種、そして今まである技術を全部持って現場へ

行かなければならない。現場へ行って、先ほど最終的なところでお話があったように、人と人とのつながりを深めるようなスキルも要求される。

今、お話をお伺いしていると、基本計画を実際に農家の皆さん、あるいは農業関係団体と一緒にあって、中心になっていくのは、当然各地区にある農林事務所の職員もそうですけれども、やっぱり普及員の皆さんが本当にその地域の中へ入っていくことによって、基本計画が形になっていくんだろうというふうに思いました。

じゃ、どれぐらいの人数がいらっしゃるんやというのでお伺いをしましたが、これがその数字です。（パネルを示す）1990年から出していますけれども、元が約170人で、今は約100人です。約70人減っているんです。500人のうち70人減ったんじゃないんです。百七十数人のうちで約70人減っているんです。

私は、今の話をお伺いして、この転換期に、農業そのものを三重の農業として、独自の農業として形をつくっていく、先のビジョンを考えながらつくっていく、それを本当に現場で担っていくのは、この人たちがなというふうに思いました。

私は、ここに対して、人材の人数もそうですが、先ほどお伺いした果たすべき役割を考えたら、かなりのスキルが要求されるというふうに思います。この人材育成に、数も含めて、スキルも含めて、ぜひとも力を入れてやっていただきたい、こんなふうに思います。これをもう本当に要望しておきたいと思います。ここ二、三年には、1人か2人、ちょっと増えているみたいですが、そんなレベルでは対応できないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

ずっと農業について質問させていただきました。三重の未来農業ビジョンは私が思っていたイメージとちょっと違いましたけれども、第4次の三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画を今回質問するに当たって、いろいろ聞き取りさせていただきました。そのときに私が感じたことでございます。私の感じですから、実態はどうかは分かりませんが、

この基本計画を策定していく過程で、研究部署、普及部署がどのように関わっていたのかな。行政部署がそれぞれの部署に対してどんな聞き取りをされたのかな。その辺に、私の感覚ですけれども、ちょっと疑問を持つような感じがあります。計画の数字があります。そして、その計画の前の計画のときの普及計画との間に話合いがあって、その積み重ねで基本計画ができていたのかなという、そんなことも含めてです。

研究の計画、それから普及計画はこれからつくっていただくわけでございますので、ぜひともこの辺のところを、それぞれの部署で計画を立てていく上で、この基本計画に照らし合わせながらやっていただきたいと思いますけれども、これはちょっと無理やでというような話があるのではないかなという心配をしております。心配をしておりますけれども、目標は立てたわけでございますので、そのような形になるように、それぞれの部署が関わっていただいて、ぜひとも三重県版の農業政策をこの機会に、今、三重県民の皆さんは、食料に対して非常に興味を持っていただいております。知事も農業は大事やというふうにおっしゃっていますので、ぜひともこの機会に、その辺のところをつくっていただいて、一つ一つ階段を上がるように三重県の農業を確立していただきたいと要望して、この項、農業についての質問を終わります。

最後は、大変ローカルな質問をさせていただきます。道路の話でございます。これでございます。（パネルを示す）これは何じゃという話だと思いますが、これは東名阪自動車道なんです。これは国道1号です。鈴鹿の市街地がこの辺りなんです。この市街地から東名阪の鈴鹿インターチェンジへつながる道路でございまして、県道神戸長沢線というんです、どうしても地元が上ですので、長沢と言ってしまうんですけども、神戸長沢線という道路がございまして、この赤い線のところが、まだ4車線化されておられません。鈴鹿の市街地から中央道路を通過して、フラワーロードというのがあるんですが、そこまではもう4車線化できています。その先が4車線化できていません。

この4車線化を実は県土整備部で一生懸命進めていただいておりますが、

フラワーロードから先がちっともできへんやないか、どうなつとんのやという話が地元から私どもに來ますので、県土整備部の部長に、ぜひとも朝夕の混雑を解決するために、ここの4車線化の進捗状況と今後の方向について伺いをいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（藤井和久）** 県道神戸長沢線4車線化の進捗と今後の進め方についてお尋ねがありました。

現在、広域農道、通称フラワーロード付近から東名阪自動車道との交差箇所手前まで、約1.4キロメートルの区間を神戸長沢線Ⅱ期事業として、平成27年度より4車線化に取りかかっており、今、Ⅱ期事業の早期工事着手に向けて用地取得をしっかりと進めているところでございます。

その先線となります東名阪自動車道との交差箇所を含めた4車線化につきましては、鈴鹿インターチェンジ交差点まで整備することで、高速道路へのアクセス性の向上が図られ、大きな事業効果があることはしっかりと認識しているところでございます。

しかしながら、東名阪自動車道との交差部の施工につきましては、高速道路を供用しながら、例えば、ボックスカルバート、これは箱型のコンクリートの構造物でございますけれども、そういった新たな構造物を整備する必要があったりと、技術面や費用面などの課題があるところでございます。

今後、これらの課題への対応やⅡ期事業の進捗状況を踏まえた上で、先線の整備が切れ目なくしっかりと進められるように、計画的に事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○**28番（藤田宜三）** ありがとうございます。

先ほども申し上げたように、この道路は本当に鈴鹿市にとっては、高速道路と結ぶ上で非常に大きな効果とございますか、内容を持っておりますので、ぜひとも早急に対応いただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、先ほど見せました図面なんですけれども、（パネルを示

す) 東名阪自動車道からもう少し行きますと、鈴鹿亀山道路と交差して、それが鈴鹿のほうへ入っていくわけですが、その間に、ここにあります国道306号というのがあるんですが、この道路も含めて非常に重要な地区になっていくんです。この辺のところも、国道306号の整備も、鈴鹿亀山道路も含めて、部長にぜひともよろしくお願いを申し上げまして、質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

休 憩

○副議長(森野真治) 本日の質問に対し関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長(服部富男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長(服部富男) 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、喜田健児議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。20番 山崎 博議員。

[20番 山崎 博議員登壇・拍手]

○20番(山崎 博) 議長のお許しをいただきましたので、関連質問をさせていただきます。

喜田健児議員の発言に対する関連質問でございますけれども、質問内容は、「ドリームオーシャンスタジアム(三重県営松阪野球場)」の大規模改修による三重県経済の活性化についてであります。

今回、また、喜田健児議員の野球に対する、本来ならソフトテニスで優勝されて、全国で第一人者の喜田議員が野球のことを言うていただき、この発言の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

また、松阪においては、今日は三重高校は選抜高校野球の抽せん会がありまして、大会5日目の第3試合、栃木県の佐野日本大学高等学校と対戦します。2回目の春の選抜での優勝に向けて頑張っていたきたいと思います。

それでは、最初に、開設以来50年以上がたつこのドリームオーシャンスタジアム。藤本局長からは、令和8年度の第4次三重県スポーツ推進計画において、どのような計画かというところで、ドリームオーシャンスタジアムのファウルで飛んでいくボールに対して、防球フェンスの計画があるということを喜田議員の質問でいただきました。本当にファウルが飛んでいくと、今、何も防御するものがないもので、ブザーというか、ピーと鳴って、それで安全確認をするようなものしかなくて、いつ当たってもおかしくないという状況になっています。

そしてまた、私も高校球児として、ドリームオーシャンスタジアムの球場に足を運んでおります。三重県高等学校野球連盟、そして三重県高校野球OB連盟から様々な声を聞いている中、実は球場内の一、三塁側のダッグアウトは空調のない密閉空間となっていて、コンクリート構造で、異常な温度になるダッグアウトとなります。特に、三塁側のベンチは、朝から晩まで日光がその三塁側のベンチに全部入って、試合の始まる前から、三塁側のベンチに当たった瞬間、試合はどっちが有利かというと、もう一塁側のほうが試合が有利に展開できるという状況になっております。

そして、この対策としては、当然、ベンチの屋根を張り出す、また、ベンチをちょっと深くする、そういうことが必要ではないかと思います。

また、応急処置としては、耐熱塗料を塗って、温度のヒートアップを下げることができる、こういうことも考えられます。

それから、そのベンチ内にトイレがないんです。トイレがないもので選手たちはどうするかというと、1回ベンチを出て、それから外の観客の皆さん

と共有するトイレに行くんです。

もう正直に言って、私たちはいつも思うんですけど、本当に選手に危害がいつも加えられなくプレーが、試合が終わっていくことが、いつも安堵なんです。選手にもし何かがそこで起きたらと思うと、やっぱりトイレは、ダッグアウトの近くに設置するのが当たり前だと思います。これは、もう選手の安全管理のためだと思います。

それから、喜田議員からはプロ野球の経済効果というような話も出ました。通常なら、道路から球場の入り口付近まで、バスなり車両等、それから、中継車等が行けるのが普通のスタジアムです。でも、市の管理下、それから県の管理下の共有の土地がありますので、その道路は、どちらかという共有道路、市のほうが管理しているような側になっていますので、なかなか県は対策としてそれを整備できるということとはできない、そんなような状況になっています。

そして二つ目に、朝夕の二部制に対するナイター照明の整備。これは地元の要望として、様々な松阪市選挙区選出の議員の、我が会派でいくと野口議員と田中議員、そしてまた、喜田議員、中瀬古議員の4人の皆さんは、スポーツ協会、そして野球を愛する市民の皆さんから要望されています。後づけでナイター照明をつけるというのは大変難しいんですけども、本当に照明というのは、朝夕の二部制になると必要になってまいります。

そこで質問です。開設以来50年以上がたち、近年の夏の危険な暑さの対策として、先ほど言いました、一、三塁側の、特に三塁側のダッグアウト、そしてさらに、素振りやら、ストレッチやら、ロッカーやらトイレの整備について、これをどうするのかというのについてが1点。

二つ目に、朝夕二部制に対応するナイター照明設備の設置に関しての2点についてお伺いします。よろしくお願いたします。

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） ドリームオーシャンスタジアムの整備について、まずはダッグアウトの整備なんですけれども、一般的に野球場はセンターを南側にして設置されていますので、おっしゃるとお

り、三塁側に特に西日がずっと当たるということで、夏の期間ですと非常に暑いという状況になります。特にドリームオーシャンスタジアムは、おっしゃられたようにコンクリートの造りになっておって、選手の体を冷やす部屋がないということもあって、熱が籠もりやすく非常に暑いという状況、そういうことはもう認識しています。

選手の安全という面では、何らかの整備が必要ではあるというふうには思うんですけども、大規模にダッグアウトを改修するというのは非常に難しいということもありますので、まずは選手の皆さんが安心して試合に臨めるように様々な工夫をして、何らかの対策が取れるように検討していきたいと思っています。

それから、2点目、ナイター設備ですが、これについては、先ほどのダッグアウトよりも、新設ということになればさらに多額の経費がかかりますので、夜間の利用が見込めるなら、またそういうことも検討していきたいというふうに思っています。

〔20番 山崎 博議員登壇〕

○20番（山崎 博） ありがとうございます。大変難しいですけども、熱中症対策の整備には早急に取りかかっていたくようお願いいたします。

また、新球場、そして総合グラウンド、また、防災拠点となるようなそういうものを次の一般質問でやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で関連質問させていただきました。ありがとうございます。（拍手）

○議長（服部富男） 同じく、喜田健児議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。27番 杉本熊野議員。

〔27番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○27番（杉本熊野） 皆さんお疲れのところ、すみません。あと10分ほど、よろしくお願ひいたします。

午前中の喜田議員の質問に対して、知事のほうから文部省の通知に触れていただき、教員のジャンルについては考えていかなければならないとの御答

弁がありましたので、まずは現状を確認させていただきたいと思い、質問をさせていただきます。

3月2日、この月曜日ですけれども、三重県立飯野高校でキャリアセミナーが開催されました。テーマは、ロールモデルを知り、自分の進路について考えてみようで、参加者は、文化的、言語的に多様な背景を持つ生徒たち、外国につながる生徒です。

飯野高校全日制は、34%が外国につながる生徒です。16か国の子どもたちが学んでいます。ロールモデルの中の1人は、飯野高校から皇學館大学に進学し、この春には、県内の県立高校に英語教員として勤める見込みだ、とのことでありました。両親ともブラジル国籍、彼もブラジル国籍ですが、三重県で生まれ、三重県で育ち、これからも三重県で働き、暮らします。日本語、英語、ポルトガル語がとても堪能でございます。彼は、三重県の学校で教員として働けることを大変希望して、願っております。

そこで質問をさせていただきます。現在、三重県内の公立小・中学校、県立学校で働いている外国籍の教員の現状について、人数、校種、任用形態等について、また、その採用における取扱いについて、法的な根拠も含めどうなっているのか、教育長の御答弁をお願いいたします。

○教育長（福永和伸） 日本国籍を有しない方の公立学校教員の採用につきましては、文部省が、平成3年、1991年に通知を出しています。この通知で日本国籍を有しない者にも公立学校教員採用選考試験の受験を認めておりまして、この結果、全ての都道府県、指定都市において、平成4年度教員採用選考試験から日本国籍を有しない者にも受験採用の道が開かれています。ですので、今、47の都道府県全てで、教員については国籍条項はございません。

ただし、この通知の中では、教諭としての採用は認められておりませんので、期限を付さない常勤講師として任用せよとされています。この期限を付さない常勤講師というのは、正規教員なんですけれども管理職とか主任にはなれないという取扱いになっておりまして、三重県もこの通知に沿った取扱いをしています。

三重県においては7名任用しております、小学校4名、中学校1名、高等学校1名、特別支援学校1名という状況でございます。

〔27番 杉本熊野議員登壇〕

○27番（杉本熊野） ありがとうございます。

現在、7名の方を任用していただいて、文部省の通知による任用の形で採用していただくということで、全国全ての都道府県が、そういう形になっていると。

ただ、少し調べますと、東京都と神奈川県は、管理職にはなれないですけれども教諭としても採用しているということもありますので、またその辺りもちょっと調査をしていただきながら、できるだけ安定的な形で任用されるといいな、採用されるといいなというふうにも思っております。

そのほかにも、三重県で、これは全国ですけれども、外部人材として、外国人児童生徒巡回相談員というのを採っていただいております。今年は22人だと思わんですけれども、やっぱり子どもたちに、それから保護者に母語の通訳でありますとか、いろんな対応、そういったところをしていただいている、この方たちも本当になくてはならない人材なんです。ところが、こういったところも不足しているというのが現状でございます。ですので、この辺りのところが、これからも、今の状況を考えたときに必要ではないかと思っております。

先日のその飯野高校のキャリアセミナーに、もう一人、ロールモデルとして参加をしていた女性の大学生で、飯野高校から県外の外国語大学に進学した女子学生なんですけれども、今、三重県の教員を目指そうか、県外で教員を目指そうかって悩んでいる、迷っているって話だったので、ぜひ、ぜひ三重県にと、このような中、若者たちに、ぜひ三重県で教員をしてほしいというふうに伝えたいと思っております。

続きまして、こんなふうに外国につながる子どもたちへの日本語指導と、そんな子どもたちが増えていく中で、こういった文化的、言語的に多様な背景を持つ外国籍の教員や、外部人材による指導とか支援は、今の学校現場に

は必要不可欠であります。その果たしている役割は極めて重要だと私は考えておりますが、教育長の見解をお聞かせください。

○**教育長（福永和伸）** 各学校では、正規教員のほかにも、巡回相談員ですとか、ALTですとか、いろんな方々がネイティブの視点から授業に関わったり、児童生徒の日本語支援のための通訳や学習支援を行ったりするなど、様々な役割で教育活動に従事してくれています。これらの方は、外国にルーツがあることを生かしまして、自らの経験から、外国人児童生徒の不安や戸惑いに気づき、その困り感に寄り添うなど、安心できる学校生活を過ごすためのかけ橋になっていただいています。

また、児童生徒にとっても、外国籍の教員等に関わることは、多様な文化や価値観に触れ、国際的な視野を育むことにつながります。

児童生徒の学びを支えるため、また、学校の学びを豊かなものにするため、引き続き学校現場で活躍していただきたいと考えています。

〔27番 杉本熊野議員登壇〕

○**27番（杉本熊野）** ありがとうございます。

先ほど、ALTのことも触れていただきました。今日は、ちょっとALTのことは含めなかったんですけども、今、小学校に英語が入ってからは、全小学校にALTが配置されております。

3月3日の一般質問で津田議員から、多文化共生の要は教育という趣旨の発言がございました。全く同感であります。多文化共生の三重づくりの要は教育でございます。

そして今、世界は本当に様々な点において予測困難な時代に突入しております。こんな時代だからこそ、多様な人々と共に生きていく力、生きる力を涵養し、さらには、グローバルな視点を持った人づくりを目指すグローバル教育が重要だと思っております。知事も本当に先ほどからうなずいていただいているんですけども、その教育を進めていくためにも、外国籍の教員や外部人材、そういった方々が今後、ますます必要になってくると思います。

それは、教育分野にとどまらず、ほかの分野においてもさらに求められる

時代ではないでしょうか。特に三重県は、約7万人のうち、永住者は約2万人、定住者は約1万人と定住化が本当に進んだ県でございます。ですので、本当に外国につながる方、外国籍の方が不安なく安心して働き続けられる環境整備をこれからも強く求めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

最後に少し時間がありますので、これを紹介します。（資料を示す）ありますね。さすが野呂副知事。これは文部科学省の委託事業で、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が受託して、この2月に鈴鹿のNPO法人愛伝舎が作ったものなんですけれども、ここに12名のロールモデルが紹介されています。ブラジル、ペルー、中国、フィリピンで、この方たちは本当に、確実に三重の活力となっています。

三重の強みは多様性ということを、ずっとこの場でも言われてきたと思うんです。それは、地政学的なこともありますけれども、やっぱり古くから神宮へ、全国からお参りの方がお越しにいただいていると、その中で東西の交流文化の結節点となったのが、伊勢といいますが三重でございます。

これからは、世界中の人々が交流する結節点に三重がなっていくといいなと私は思っております。そんな三重づくりには、こういった多文化共生の三重づくり、そして、そういったところを本当に幅広く受けていく寛容性の高い三重づくりというのがとても重要だと思っております。そのことを全ての政策に生かしていただけるとありがたいと思っておりますので、今後もどうぞさらなる検討をお願いいたします。

以上です。（拍手）

○議長（服部富男） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第2、議案第51号から議案第73号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（服部富男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号から議案第73号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
7 1	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校建築工事）
7 2	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校電気設備工事）
7 3	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校機械設備工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
5 1	令和7年度三重県一般会計補正予算（第11号）
5 2	令和7年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
5 3	令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
5 4	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

5 5	令和 7 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）
5 6	令和 7 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 3 号）
5 7	令和 7 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
5 8	令和 7 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
5 9	令和 7 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
6 0	令和 7 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
6 1	令和 7 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 3 号）
6 2	令和 7 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
6 3	令和 7 年度三重県水道事業会計補正予算（第 4 号）
6 4	令和 7 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
6 5	令和 7 年度三重県病院事業会計補正予算（第 4 号）
6 6	令和 7 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）
6 7	令和 8 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）
6 8	防災関係建設事業に対する市町の負担について
6 9	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
7 0	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提 1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（服部富男） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明7日から22日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明7日から22日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月23日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時51分散会